

歌聲音樂略史

坤

2

768.02

Ko583k

歌舞音樂略史下卷

第九 田樂并田樂の能の事

古へ田儻と稱する舞ありし由、國史等みえたる今も樂府に田樂として傳へたりと聞けりとのれ未だみず、田樂の濫觴ありや否を詳しせず、

小中村清矩述

田舞の儻、日本紀、天智天皇十年五月辛丑、天皇御西小殿、皇太子群臣侍宴、於是再奏田舞、とみえたるが始りて、續紀靈龜八年五月、條、天平十四年正月、條等、朝會に用させられし趣りて、職員令集解古記、列記の今有察儻曲と標せる中、田儻師、儻人四人、倭儻師、儻也、とあり、三代實錄、貞觀元年十一月條、元慶八年十一月條等、大嘗會の時、多治氏此舞狀奏する事みえ、延喜の大嘗祭式已、日條も、未、二照御主基、帳、供御膳之後奏田舞、とあり、

中古に至り、田植の時、農人の勞を慰め、其業を勵ま、ん爲、一笛鼓を鳴らし

て舞踊躍り、可咲事ツカシキとせしを、田樂の始といふへし。

その状態に、榮花物語御裳著ウロコカの巻、大宮土御門殿におたしませせ、殿
何あきをして御覽せさせんとおかしめして、此殿の御まやのまくさ
の田の殿の北あたり、せがるんのもとよを植たる、此頃うへべかりけ
れば、御まやの司めして此田うゑん日、例のありさまなうらつくろ
ひさる事なくて、おこがましういかよも有のまゝ、ふて云々其日よな
りて、彼すまればついぢくづさせ給、東のたいふ、宮殿のうへわたらせ給
ふ、女房達さふらふ限の参る、若うきたなげあき女ども、五六十人ば
り袴といふものいと白うきせて、白き笠どもきせて、齒黒めの黒らか
よつけて、べよあかうたさうせさせて、つゝけたたり、田あるじとい
ふ翁、いと何あしき衣著、やれさる大かさき、せて、紐ときて、足駄白粉えさ
たり、あやしきさましたる女ども、黒ういねりさせて、えうよといふえ
の、むらえげ敷装けしやうして、それもかさき、せて、足駄えかせたり、又田

樂といひて、あやしきやうある鞍、腰巾結むつけて、笛ふき、さゝらとい
ふものつき、さまざまの舞、して、あやしきの男ども、うたひ酔ひて、心ちよ
げ母をこりて、十人むかりあり、そが中よ此田つゝみといふもの、例
のつゝみよも似ぬおとして、こなくとそあらしいくのり」とみゆ、こ
れの治安三年、一條院の中宮、上東門院の御父御堂關白の、土御門の第
よおたしませし、時の事あり、此他枕、草子にも、田植に歌舞する事のみ
えたるが大かた同じ趣なり、右の文よ、田樂といふあやしき鼓と見え、
今昔物語廿へも、ひた黒なる田樂を腰よ結つけて、袷ソダマより膝を取出し
て、左右の手よ持ハ持たりともあれば、田樂といふ名稱の、その舞の鼓
より起れる事とみゆ。

後よの田植ならざる時も、其景状を摸し、その中へ彼漢土傳來の散樂ト
大かた胡樂なる由前係にいへるおことしなる、一足高足ふといふ離れ業を取交へ、自ら一種の風
流態ヤロウとありて、貴賤を限らば流行せし事、堀河院天皇の永長元年、京師

大田樂の催ありしよて知られたり

朝野群載群書類從卷三百に収たる、六十三年も收む大江匡房卿の洛陽田樂、記し、永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、不知其所起、初自閩里、及於公卿、高足一足、腰鼓、振鼓、銅鈸、子編木、殖女、春女之類、日夜無絕、喧嘩之甚、能驚人耳、云々其終文殿之衆、各企此業、孝言朝臣、以老耄之身、勤勞誕之職、有俊、有信、季綱、敦基、在良等、朝臣、並折桂射場之輩、不偏一人、或著禮服、或著甲冑、或稱後卷、驍勇爲隊、云々侍臣復參禁中、權中納言基忠卿、捧九尺高扇、通俊卿兩脚、著平蘭笠、參議宗通卿、著薰尻切、何、况侍臣、裝束、推而可知、或裸形、腰卷紅衣、或放髻、頂戴田笠、なとあるをみれば、今世云ふ盆踊、俄茶番、との戯の行装、似たりと雖も、甲冑、高扇、蘭笠、尻切の類、常に田樂の態に用るに據る者なるへし、又同記に、都芳門院殊、催感、姑射之中、此觀尤盛、家々所々、引黨、豫參、不唯少年、緇素成群、佛師、經師、各率其類、帽子、繡袴、或妻陵王、拔頭等舞、とあるに、此頃より僧家も此伎をおし、

堪能の者其徒多ありし故、後よに法師のもの、如くをさるよ也、以下略此大田樂の事、猶古事談、百練抄、續世繼等よとえされど、煩をしく引出せ

杜氏通典を按るよ、唐の散樂、横笛一、拍板一、腰鼓三、を用る趣なるよ、此方田樂の樂器によく合ひされに、これにもと散樂の器を其ま、用ゐたるもの歟、かくて田樂の能の一變したる、旅樂の能の樂器に、拍板を除き、鼓笛に田樂の舊きを移し改めたるものなるへし、

此後終に一道の藝とあり、専ら法師のする業として、其家を立、本座新座おと座を分ち、競ひて其業を練磨せり、

増鏡六文永六年の事といへる條に、北白川殿の女院よ、大納言の君とまきふらひし人の曹司母、下野といひしものえ、田樂とかやいふ事を、あやし法師の名といふか娘あり、とあるに、文永の頃、田樂をして家業とする法師ありしあり、文安田樂能記、人數注文と

れに、福若麻呂、無阿、あとの如く、みお某麻呂、某阿、と名乗らまひ、此頃ト至りて、童子チゴも立交りたりとみゆ。

此條高時のさらあり、足利尊氏も此伎を好まじり、從來行ひ来たれる中門口、立逢、刀玉、高足あとの藝の外、舞の手を變じ、古へありし事を一曲母綴り、能藝といふ事を新作して人の心目を歡たしむ。

文安田樂能記群書類從卷三百六十三に收むの能藝の目錄を按るふ、法然上人は能、小野、小町の能、さねゐたの能、あつものりの能、女乃、敵りちたる能、あどあるの、全く古今の事實を基として、新し作り出せるものと覺ゆ、七十一番職人歌合文安と同時頃成田樂の歌の中、よそへてもげ母を戀しき、人まねのおほひうづらの女姿トとあるふまれば、女の姿トいてたちし事しるく、此おほひうづらといふは、猿樂の能に用る黒頭の類なるへし、然れば猿樂の能に、田樂の能より變じ来れるものにて、古事を大らたし演るるに、田樂の能を權輿といたまし、此、已前白拍子の舞をといふも、或は、たし演るるも有ぬへけれと、

といひと短き一曲とありつらん、新井氏の俳優考ふ、鎌倉ノ世ノ末、室町殿ノ御代ノ始ニ當リテ、傳奇雜劇ナト云フ、元朝ニ盛ニ行レキ、其代ニハ、我國ノ人モ彼國ヘ行キ、彼國ノ人モ我國ニ来リ、彼是ユキカヨイシカハ、彼國ニスルナル雜劇ヲ、我國ノ人ノ、ミモシ又ハ聞モ傳ヘシヲ、田樂猿樂ヲ業トセシ輩、ヤカテ彼國ノ傳奇ナト云フニ倣ヒテ、古ニ有シトノ、悦ヘク恐ヘク、樂ヘク驚ヘキトナトフ、歌ヒモノ、詞ニ作りナシテ、歌ヒマイケル也、コレカノ雜樂散更ノ餘風ニテ、其トハ又一變シテ、元朝ノ傳奇雜劇ノ体ニ倣ヒシモノ也、云々此ノ如クナレハ、彼國ノ雜劇ニ倣ヒシハ、先田樂ニ始レルナルヘシ、田樂ノ歌ヒモノ、皆々猿樂ノウタヒモノ、如クニ、古ノ有シトヲ詞ニ述シ、彼國ノ傳奇ノ如シトといへり、此も亦一説ニ備ふへし、よりに後世の演劇も、亦其始を田樂に起せりといふへし。

應永廿八九兩年、祇園御旅所にて、増阿彌が勸進田樂の棧敷へ幕府渡御

有し趣、花營三代記下にみえ、文安元年の田樂能一の伏見、宮御父今の幕府の若君義政等見物あり、若公様御服給之、女中皆々被授之、實意等袈裟衣授事如昨日、おと其記にみえたまひ、此頃の未だ盛なりし、一條禪閣公の尺素往来をみまひ、爲勸進本座新座之田樂、和州江州之猿樂、各可播所能、侯とありて、此頃の猿樂漸く盛一ありて、田樂と對揚せしさまなり、河原勸進猿樂日記寛正五年ありて、田樂法師祇侯の事に見えされとも、元とより猿樂の勸進一て、田樂の能をせさりしなり、是より後、田樂の甚く廢きて、纔一春日日光の類の大社の神事に、其趣を存して近世一至れり、伊勢貞丈の雜著、田樂考ありて、詳悉おれり、今の太かた其書に據れり、白石手簡一常陸水戸より八九里隔たる、金砂權現カサスナの祭禮あり、七十三年ごと一今も大田樂ありて、尤奇觀あり、小田樂一七年ごと一必ありとみえ、常陸國志一も、又此事記載たり、依て常陸人粟田寛に問ふ、其伎今も猶行一きて、世業の田樂師あり、近き頃まで、毎年四月水戸の東

照宮の祭庭一出て、被拍板ヒンヤ、又高足おどの伎をなせりといへり、又江戸の王子權現ありて、毎年七月十三日、十二番の拍板ありし、我人共一知る所なり、猶他國の祭一もあるべし、西宮記相撲條一相撲了て、能優一番とあり、能優の猿樂の類と聞えたり、近き世母能といふ名のあきなるべし、此能、字の音態クイあるべき、一のうといふは、昔より誤まる一や、玉勝前段成て後、寶曆五年二月、五月八月三度一和泉和泉、郡大津村、家原寺久藏院より、幕府へ上進せる、田樂法師由來書を得たり、當時纔一残れる田樂の狀をさる一足るべし、よりて右三度上進書の太むねを節略して、此一記す、云往古の近江北原山の麓一本座十三人、新座十三人、住居したるが、衰微離散して、今の京都今出川通室町西へ入町ふ、泉屋二徳一人、紀州伊都郡入郷村一坂本清林外四人、泉州泉州郡大津村一藤田、松阿彌外一人、京都あるの常の商人、惣而三ヶ國八人一て、毎年十一月春日、四月紀州和歌、して其他は慶を祭とす

以下四面七十一番職人歌合の中より抄出はは歌合の趣に
土佐光信詞を東坊城和長卿より永正のころの物あり

くまゆひの舞



月影のついで

さくら山を渡る

かきつばたの
うらり

想望の神

あまのついで

志のついで



猿か

あまのついで
とんがらひの
まのついで

とんがらひ



あまのついで

あまのついで
とんがらひ
乃まらひ



浦東照宮祭之節と、日光にて東照宮神忌之節とのみ、六人づゝ、參向し、刀玉高足等の藝を勤む、樂器ハ編木、横笛、大鼓、小鼓、鞆鼓等にて、紫の指貫をきき、狩衣を著、綾蘭笠を被り、草沓を著き、田樂の能古くハ三百番も有たれとも、今の十七八番あらでは傳へらむして、春日の神事の時、纒ハ其形を行ふのミ、能藝母ハシテワキとも直垂ハ大口を著し、誦ハよりてハ、立烏帽子カツラ面まで、それハ改るとぞ、又間の狂言もありて、茶の湯、布施、十井經、などいふ名稱にて、猿樂の狂言ハさして替る事をしとぞ、和泉名所圖會を按る母、一乘山家原寺ハ、大鳥郡家原村ハ在て、當國の古き大利なり、田樂師ハ僧形なるによりて、此寺に附屬せるものあるべし、同書和泉郡大津の條ハも田樂法師三人、いよしへより大津ハあり、毎歲春日住吉の祭禮母出て伎藝を勤むヤあり、

第十 猿樂の能并狂言の事

猿樂の能田樂の能にむかへたる能なりハ、鎌倉將軍の世ハ基を起したるが、足利將軍の世ハ至て成り整ひ、盛ハ行えれたるなり、其ハ大和ハ住る猿樂の輩、時ハ行えきある、延年白拍子等の舞態ハ猿、翁の舞を始として、新曲を作為し、専ら神祭事能といへりハ行ひたるを始とす

諸社の神祭ハ、猿樂の能を行ふハ、内侍所の御神樂ハ、才の男を召して散樂を爲さしめし風を傳へたるなり、考ナベシさるハ能の舞曲の中ハ、就て、最も古風と稱する、翁渡しの舞に次て、尉所稱三の鴨ユヅリ遊ユヅリ態をしも、かなで、興ハ入らするを、思ひ合すへし、されは假に能役者と狂言師との家を分ちたれ

と、此三番此三番の必狂言師の役とするハ、其故あり、猶此事は彼ハいふへし、又當今東京をとしめ、諸方の里神樂ハ、十二座十二座と稱へ、をかしき態をわして、人を笑わする事もあるハ、いよしへの猿樂の事のちりともいふへきハ、此事の神樂の但し翰林菟蘆集明應段ハ、いふへかりしを、事のちりともいふへきハ、かこい、事ハあるす、但し翰林菟蘆集年中付著、翁渡シ、たうく、たらりやらるらうノ誦ハ、陀羅尼ニ神道ノ言

葉ノ和合ニテ、翁ハ大神宮、千歳ハ戸隠、尉ハ住吉神ヲ表シ、窟戸ノ前ノ舞曲ニナソラへ、天下太平五段成就ヲ祈ル式ヲ、聖徳太子ヨリ泰河勝

ニ御授ケアリ、云云と記せし、古書ニ徵證をた私言ふして、採るは足らざれど、此翁の舞の神祭ニ起れる一端を知るへし、友人重野安釋云、今一行ゆる、猿樂ハ大和の圓満井座を最早しとす、即金春座是あり、猿樂記云、後嵯峨院の時、大和乃圓満十六章の部を其家ニ傳ふる翁渡したる、たりの吟聲にて誦ひえまめ、之を猿樂と呼來れり、云々より推考する、田樂流行の盛なるより、自然猿樂は衰へたるより、大和の猿樂師圓満圓満井座を相續し、金春と稱す更に工夫をなし、十六章曲舞ウタの文段を作り、其頃流行の曲舞、白拍子、物語等を並せ入て、今の猿樂能とあしたるものと思える、又其以前より己の翁の舞曲あり、之を春日の社の神事ニ用ゐ、聖徳太子の傳授ありし秘曲と云傳へしならん、圓満十六章の謡ハ、今の曲舞にて一ハ芭蕉、二ハ東北、三ハ源氏供養、四ハ錦木等ありし事、猿樂傳記ニ云、是も村上天皇の時より傳ふる事と云ふハ信し難し風俗歌舞源流考

されハ足利の頃まで、大社の神事ニ從ひし猿樂の諸座、大和にてハ外山保生の結崎觀世の坂戸金剛の圓満井金春の等の四座、春日の神事ニ從ふ、近江にてハ山階、下阪、比叡等の三座、日吉の神事ニ從ふ、又河内ニ新座あり、丹波ニ本座あり、攝津ニ法成寺座あり、此三座ハ、加茂住吉の神事ニ從ふ、伊勢ニ和屋、勝田、主門あり、此三座ハ太神宮の神事ニ從へり神林新此頃とありてハ、右ニ舉たる如き大社母てハ、神祭の時神樂の外ニ田樂猿樂の伎を行ふ事ありしより、各社ニ其員を置たるあり、これを能、大夫といふ、文安田樂能記、能藝の品目の中ハ、熱田の春歌門の能あるも、其一なるへき、就てハ南都の薪の能も、其原ハ春日の神事能の移れるあるべし、但しこれハ興福寺の法會の中、南大門にて行える、儀なりと雖も、同日春日の若宮ニても能あるふより、其方をもて原なるへく思える、なり、尤薪、能の事ニつきてハ、一二の原因を記せるものあきど、信をへくもあらざれハ、一ニ舉げす、

應永の頃、大和の人結崎次郎本姓の服部にて伊賀此伎を善くせしかた、足利
義滿童坊の役より、へ観阿彌と名乗らす、應永十三年五十二歳にして
歿す、其子左衛門大夫元清、又同朋となりて、世阿彌宗全と稱は、又將軍母
寵せらる、康正元年八十三歳にて歿せり、非優考内外此父子従采の猿樂の
舞、田樂の能及び諸の舞を折衷して、舞ふりを定め、幾多の新曲と作爲
して、謡曲を興し、其曲節の即曲と平家とを撮合して時太鼓タイコ大鼓オホヅツ小鼓コヅツ横笛等と
樂器と定め、田樂の樂器より小鼓を増したるあり其名稱は舊に據て猿樂と唱へるも、古采より
専らとしたる可咲態ツカシヤク狂言として區別し、多年練磨の功を累ね、勝れて
堪能なりしかむ、其藝大に世に行はる

伊勢貞丈の、諷は足利の世に作りたるものとおもえる、七、鉢、木、藤永、
檀風など北條の代までの事にあれと、足利の代の事に至ては憚て作
らむ、安齋といへるに然る事あり、謡の作者は、内外謡作者考に據れり
清次元清の輩の作る所の如しといへども、猿樂傳記、諷増抄加藤など

を按せられた、山姥江口の僧一休、源氏供養の河上神主、高砂蘇平の僧正
徹ふと、猿樂者あらざる作も亦多し、思ふに作者は別に有て、観阿彌世
阿彌か専ら節附けせしを、直ちに其作なりといひ傳へたる元あるへ
し、前よりいへる如く、猿樂の能は始を神祭に起せりといへども、彼の謡曲は佛事と據
りたる事の多きは専ら僧徒などの作文せし故にもあるへく、又は佛道奉信の流
俗に依れる由内外百番と定めたるは、金春大夫の弟子、泉州堺の人、車屋
道悦といへる者、此道に堪能にて、自書して梓行せし車屋本といへる
に始り、近世田安中納言宗武、觀世左近元章に命じて、猶改正せられ
るものなりといへり、内外以下俗樂内
外編作者考參取

世阿彌の子左近元重、又音阿彌と稱せ、或は元清の第四郎大夫の子始て觀世
と稱す、内外編作者
考觀世系圖

重野氏云、按するに、世阿彌の時、已に觀世と名乗るをへし、島津家の舊
譜に、應永十七年六月、島津元久京師に至り、廿九日將軍義持其邸に臨
む、觀世大夫猿樂をおもと記は、是世阿彌の子音阿彌が、寛正五年勸進

能をなし、時より五十五年前をれり、所謂觀世大夫の世阿彌なるへ
し、風俗歌舞源流考 又中村不能齋云、迎陽記に、應永六年觀世左近掾樂の事を載
き、弘河原勸進掾樂日記に、寛正五年、音阿彌六十七歳とあるに據りて
推す時、元重の應永五年の生れあり是より先き既而觀世の號ある
へし學藝志林第七 所收俗樂沿革といへり、此兩説を從ふへし

音阿彌の子を又三郎正盛又三郎といふ、蓮阿と號す、又足利義政の寵
を受く、義滿將軍以來、掾樂を以て武家の式樂と定めしかり、此業年月
盛にして、義政の頃、觀世、今春、保生、金剛等、各座を分ちて、四座の掾樂と
稱するに至れり、

今春、大和の竹田式部氏信又八郎嘉勝といふ者あり、觀世元清の
女婿あり、俳優考の元清の子、河勝が後裔と云傳へたる、奈良に圓滿井
の族にして、其道は堪能なるものとあらず、頗る和漢の才學有し者な
りしかば、多くの新曲を作り、終に金春と名のりて座を起せり、保生又

主 觀世の支族にして、世阿彌の次男より、金剛の金春より出たり、掾樂の
書に、保生の外山、金剛の坂戸外山坂戸とも大和の種とあるに、氏の舊記
樂座ある由も前よりいへり、觀世は京師に居る、故に世に上番と云ふ、實生これ
准也、今春の南都に居る、故に金剛と共み下番といふ
掾樂座を受持たるに、觀世は京師に居る、故に世に上番と云ふ、實生これ
准也、今春の南都に居る、故に金剛と共み下番といふ
此ころ手掾樂といふ稱あるに、四座の外あるをかくいふ事と覺ゆ、又手
く、つ女掾樂あり、

粟田口掾樂記永正二年、金春の事をいひて、此座は太子の御時、泰のな
がしより相傳へされり、三座四座を申侍れど、是を誠し統領して侍
れ、其外多く分れ侍とも、今京洛上下に、手掾樂として多く出来侍る類
なるへしとあり、又東寺百合文書の中、長祿三年七月、手掾樂制禁諸
文案あり、隆涼軒日録、長享三年正月廿四日條、手能五番とあるも同
物なるへし、又看聞日記、應永廿三年四月の條、手ク、ツ能とあるを、下學集、塵添瑤囊抄、二
明應四年五月六日の條、手ク、ツ能とあるを、下學集、塵添瑤囊抄、二
等、傀儡をテク、ツと訓きたるに、參考すれば、傀儡を舞とし、事

也、後世も攝座のむけめふの三つみえたるを考へ合すへし上り、但し遊女とくつといひし事もあれど次といふ女猿樂の類とあらざるへし。

小杉氏云、後法興院記、文正元年二月廿三日、傳聞今日於武家有女猿樂云々、四五日前於下邊、八條有勸進猿樂、言語道斷奇妙之間、今日武家

被見物云々、女五六人、笛大鼓、鞞以下皆男云々、狂言同男云々、彼等近日自越前上洛云々、太希代事と云ゆ言語道斷奇妙といへるを以て

考ふるに、今までの猿樂といふ其様々なりしものと覺ゆ、強て思へば、後に出雲のお國か舞出しといふ、歌舞妓の權輿とあらざるをいへり、

此説強言といふあらざるへし、但し慶長元和の頃、遊女の猿樂の能を催したる事ものよみえたれば、其始といふへたか、

又松拍子といふ藝あり、猿樂といふ少しく様々なかりたる事の如くあると因よこ、母載を

其の文安の下學集、松拍子と見え、東山殿年中行事、正月十四日條、

夜ふ入、亦兩上様出御、西向松、御庭カ、リニテ松難觀世從、簾中上賢、然

後於同所南方、有猿樂十番、觀世又永享四年正月十三日の看聞日記、抑今日室町殿、大名松拍參、此一兩年被停止、雖然新造、御所、殊更可參之

由、面々所望、云々、今日赤松一黨參、風流結構如、例畠山前管一色等可參とあり、此他滿濟准后記、盛成記、近き頃まで行きし事と見え、黒川道祐の

日次記事、正月三日、條、公武兩家有松拍子、倭俗正月三日、至十五日、唱謠或爲鼓舞、倭俗祝之稱、松拍子、松取長久之義とあること知るべし、

小杉氏云、看聞日記、應永廿七年正月十五日條、地下村々松拍參、先、石井風流、車一兩カ、アホツム、以三番、次、山村、毛車、金淵、番子、張之、官人、拜賀、禮儀、雜色、以

種々作之次舟津体編、龜舞種々風流、例年二超過、其興無極、と見え、滿濟准后日記、永享元年正月十三日、今日赤松左京大夫松むやし令沙汰、

云々、此松むやし、事、鹿苑院殿御幼少六歲播州へ御下向時、爲慰申内者共寄合、令風流候、其以采今日十三爲佳例、赤松亭ニノ年々松むやし令

沙汰来也、當年御所へ被召事、鹿苑院殿御佳例ニ依テ被仰出候、云々と
みへたるを按むるも、もと赤松家より此一風流を起し、さて他郷にも
及びしからし、赤松をせしといふを省呼して、た、松バヤシといひし
よのあらざるうさて其所作のいかあてけん詳ならざれども、看聞日
記の分注を翫味すまば、嘗てもてせせ、田樂猿樂などよの様をえ
りて、別し新趣を用ゐし事明らかり、然るに宗五大双紙母を、かの猿
樂の能藝とひとつもの、如く、まざらひしき筆つきよりけるのみを
らす、肥後國菊池郡隈府に今も傳ふる松難の、全く猿樂の能よひとし
きものなりと、さくよあはせておね按むれば、その所作、及び装束装束の事
い藤成記等も、漸く花美よりつりもく、来て、大名も自身ものする如くお
り、猿樂師觀せるとし無行のせつるからし、後よの其能藝の或は狂言
乃類ふ、混淆せしものあるべし、

永享五年祇園塔婆供養のため、觀世三郎大夫、亂河原にて勸進猿樂を催

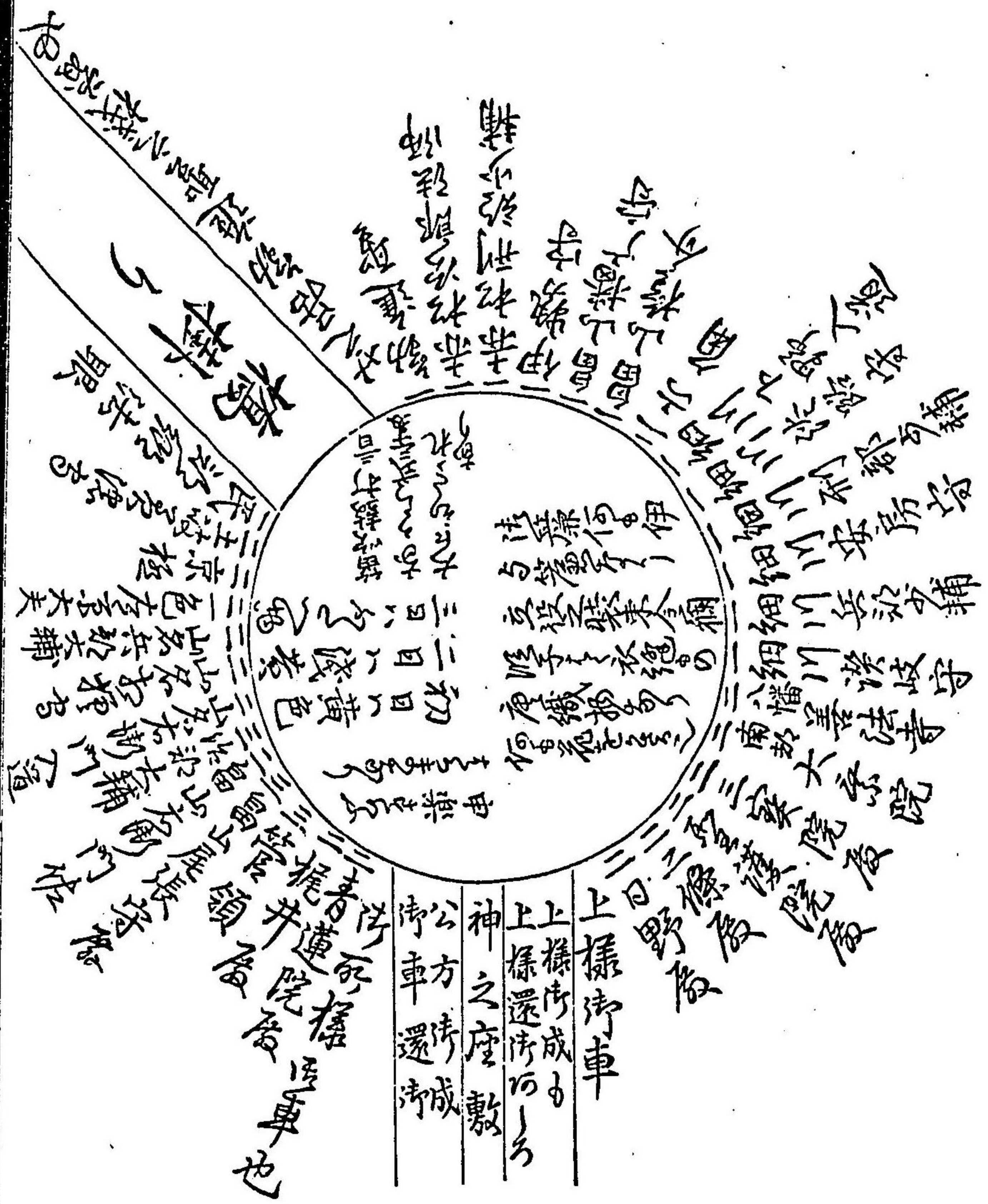
せり、將軍家、青蓮院宮、堀井宮、管領以下見物ありし由、古文書前田家所藏にみえ
たるが、勸進能の事の管見せる始なり、此よ次て、寛正五年善盛と云僧、
鞍馬寺再興の爲、勸進の猿樂を催し、亂河原母棧敷を構へ、三日の間興行
す、將軍を始、管領相伴衆以下供奉見物す、歸洛の度ごとし、管領家へ入御、
猿樂を召て小袖なげ脱なりあり、亂河原勸進應仁の亂後、争闘の際も永正年
間粟田口よ於て、大夫金春勸進猿樂は行し事あれば、士民猶これを翫し
が、豊臣太閤甚此伎を好み、天正十三年七月、關白となられし時も、參内猿
樂を催し、廉覽に備たり武徳編又吳松といふ猿樂を寵し、新曲をソク製て自
も舞えししうば、大名御家人と云人々も自ら習練したりき、徳川氏の世
も及ては、四座の外に喜多流を如へて、猿樂師を扶養し、幕府の嘉儀には、
必此伎を用ゐしかば、大名はさらなり、士民一衆此伎を弄びて、今世に至
れり、

武家にて正月の講初の式は、足利の時、正月四日、御廐にて、觀世大夫一

樂屋

上様法中間五拾人
 直參とんたくと急也
 公方様法小者六人
 ままふんこりま記
 色さけりこりあり

○異本糺河原勸進申樂記 群書類從卷三 小此圖を載せ
 其首小云於糺河原勸進申樂觀世大夫 十六歲三勸進聖青
 松院善盛法印 十八歲九鞍馬寺勸進聖也
 下時寬正五年 申甲卯月五日七日十日



曲を誦ひ、御服を賜ふ事、東山殿年中行事にみえ、又長祿二年以後申次
記ふ、正月四日、觀世伺公仕てうたひ申也、寛正六年親元日記ふ、正月四
日、觀世大夫以下役人祇候歌初也、とみえたれば、當時既くうたひ初と
いひし事分明なり、豐臣の家には、正月二日一行せる秀吉、徳川家の誦
初は三日母て、觀世大夫高砂の小誦、老松の難子、弓八幡立合の舞おど
を嘉例とす秘傳

狂言師の起り詳あらむ、猿樂の家母傳へいふ所は、翁わたしの三番史は、
狂がる態をまゐる事故、是を、かしと稱へて、必狂言師の所作あるが、次て
は能の内、時ありて、答の詞をおし、又中入の時の間の延し所を繕ふ、是
計しては見立ちしとして、今の狂言を仕初しが、物數少きより、玄惠法印
更に百六十番の狂言と作りたりといへり傳、此玄惠の作といへるは
實ありや否知らざるも、雖も今傳ふる狂言に據ておもへむ、全く足利の
世の風俗を摸せるものにして、今の世にては當時のさまを知るに便し

き事多うり、

狂言とは、元來狂言綺語、または興言利口ともつゞけて、所謂さるがう
言第九段をいへるが、直ちふさるがう態ロウの事としたるに、此能の狂言
おどやえじめあらんか、猶考べし

大藏彌左衛門虎明か昔物語慶安四年の記に、予が家の狂言の根元なり、云々、驚
いもと名字長命なり驚といへるに、仁右衛門親、攝津國磯嶋といふ在所
に住し、生つき首長くし、水邊に住り、異名をつけしおと、増進
みの狂言師にして、此二家を最古しとす

猿樂の能并に狂言の起原大なる右のごとし、然るを翰林胡蘆集に、聖
徳太子六十六番の曲を作り、秦河勝命に、紫宸殿の前にて舞えしむ、
神樂の神、字を拆て、是を申樂と名付らる、村上天皇の時、秦氏安し仰せ
て、重て此伎と興さし給ひ、六十六番を三十三番に約ツツせらる氏安仕
九世の後を金春といふ、こゝに大和國圓満井の座なり、略とあるを、新井

君美の、此説ハ猿樂ト云字を嫌ひ且又今春々座を其餘ニ勝れし由に記せるあり考非後と論せしこと、更ニ古書ニ徴證ありき妄言なり、此他先代は第九段に載たる如く、村上天皇の御製にて、散樂の問策ありし時、氏安此他先代か對へたる故事を、かくあらぬさまニ取直して、世に傳へしものとみゆ、舊事本紀大成經高きもの謄書れ名を始として、猿樂の起原名義を記せる元の何くれとあれと、皆此類にして取るニ足らざるなり、第九段と此段といひ、先年洋々社談第四十一号に收めたる、予ハ猿樂考を原とし、猶増加して書せり小杉氏云、今ノ能藝ハ、其曲態ニヨリテ、延年アリ、清矩云此舞の事ハ第一十一條をみるへし白拍子アリ、或ハ固有ノ田樂能ヲ傳フルアリ、清矩云これハ猿樂田樂の間に在り、一種別立せる一藝あり、其説ハ小杉氏の本書にみえたる義滿將軍の頃より、義政將軍ノ頃マテニ、漸次集合シテ現今ノ一體ヲ成セルモノナリ、云々又故黒川春村の説を舉て云、今ノ如ク能役者ト狂言師ト區域相分レシハ、室町三代將軍家以後ノ事ナリ、スヘテ猿樂家ノ傳説ト云モノ、ミナ誣妄ヲ免レス、タ、觀世々阿彌ノ傳説ヲ、其男某カ書留シト云フ、世子六十以後猿樂談義ト題セルモノ、ミ

他ノ舊記ニ符合セル説アリ、云々學藝志林第十所收、俗樂沿革補遺採録

第十一 白拍子其他此舞の事

後舞東舞等ハ、中古既ニ古めきて、神事ノのみ用ゐる事となりし趣ハ、既ニ前段ニ記せるがごとし、爾來縉紳の間ニ舞踏の儀ありと雖も、此ハ禮式の作法ニ關する事とし、舞曲の類ニあらむ、又五節の帳臺、試殿上、淵醉何れも五節の舞ある時、清涼殿等ニ、公卿殿上人びんた、ら等の語をうたにて行はせたまふ朝儀なり等、ひて亂舞する事あれど、只宴客一時の興として、一般ニ行える、歌舞にあらむ、

びんた、ら乃歌ハ、萬葉緯ニ「比牟多々良乎阿由加」とある、世婆古曾、由加勢婆古曾、阿以支也、宇川以多禮也、禮古止、宇止、宇とある、を、喜多村氏ハ、た、らハ下垂の幾、あゆかせのゆるかせなり、垂たる、髪の髪をゆるがせば、愛敬付てミゆとなるべし、地誌といへり、是也

とらうとうと語のたましあり、當時の歌謡のさまを知るべく、又古今上下ともよか、る宴會などよ、婦女の状をうたひ興する、情態のうたをなきを知らせんとて此母引出つ、これを第六段雜藝の條に記せり友人平野知秋云、五節の時、伊勢疵子のまがめありと戯談せしも亦亂舞なり、今の猿樂の能ふ多く一とさし御舞候へといふ語あるに、昏亂舞の事あり、故に柏崎の能、又酒盛おどの遊母に、いで殿原母亂舞舞ふくみせんと、鎧直垂取出て、衣紋美しう著をいて、へりぬり取て打り、手拍子人よえやさせて、扇をつ取、鳴るに瀧の水とあり、盛久の能、亂舞堪能の由、君聞召及むれあり、云々とあり、其亂舞といふに、趣向も無き澹泊にして優美なるものと想ゆる、なり、後觀世金春等の上手世に出て能を作りしより、其風一變して巧まなりたれども、亂舞の名は舊に依て變ぜざるなり、今諸座に亂曲といふものあり、何れも秘曲とせり、蓋亦昔に亂舞の遺をらん、洋々社談四十二號

鳥羽の朝以来、白拍子の女舞最も盛なり、其に源平盛衰記に世に白拍子と云も有、云々我朝に鳥羽の院の御宇に、嶋の千歳和歌の前と、二人の遊女舞初けり、初めよひた、れに立烏帽子、腰刀をさし、舞々れむ、男舞と申たり、後よの事から惡とて、烏帽子腰刀をやめ、水干に袴計を著く舞ふ、云々又徒然草に、多久資う申たるに、通憲入道舞の手れ中に興ある事どもを撰て、磯の禪師といひける女に教くまにせけり、白き水干にさうまさとき、せ、烏帽子を引入たりければ、男舞と云ひける、禪師か娘靜といひける、此藝をつげり、是白拍子の根元あり、佛神の本縁をうたふ、其後源光行多くの事をつくまり、後鳥羽院の御作もあり、龜菊にをしへさせ給ひけると云、とみゆ、樂器に絃よりむ、鼓、笛、銅拔子、用ぬし趣にて、歌舞の状に、續古事談に、妙音院相國云、白拍子といふ舞あり、其曲を聞ば、五音の中よの商の音あり、此音に亡國の音あり、舞をがたをこれば、立廻り空をあふぎて立り、其姿物と思ふ姿なり、詠曲身體とも

不快の舞なりとそなたまひけるとあり、是にて大のたを知るべし、後世此舞絶たれども、田舎に其餘流ありしや、甲陽軍鑑に、上杉家に、こう桐、まやう桐、松桐、藤桐、櫻桐、とて五人の白拍子ありし由を載たり、又鹽尻、武州熊谷の西、新城といふ里に、桐大藏と稱する、由緒ありて富たる舞女あり、少年の戯藝者を扶持し、戯場を開き利を得るとあるに、彼より桐等り流あるか、文祿慶長に至り、女歌舞妓の起るも此を基とせし物なるべし、二段は舞妓の舞は茶十

白拍子といふものと拍子の名なり、然るに興福寺延年舞式の次第の中、十七番白拍子、十四番相亂拍子、などあるにて知らる、又源平盛衰記に、佛御前の舞ふ所、祝の白拍子かぞへて舞澄しとりとみえ、鶴岡職人歌合白拍子のうたふ、秋のおもひ一聲にてもうたへむや、月みることのつもる、夜ごろを」とあるをみれば、白拍子のかぞふるもの一や、今の能舞道場寺の舞拍子の、か彼のの白拍子の遺風に於て、其一端をうかひ、ふに足れり、

延年の僧家舞にて、是又一種のものあり、圓光大師傳に、文治四年九月、後白河法皇如法經奉納に爲し、首楞嚴院に臨幸あり、云々食堂にしく御装束を改めらる、此間衆徒庭上に群參して、延年種々の藝を施す、云々とあり、此所の画をみるに、童子扇を持て舞ふ、烏帽子著たる男二人、銅拍子と鼓とをうてり、芝生のめぐり衆徒あまた居、其後母の僧俗混じて見物するさまなり、繪巻

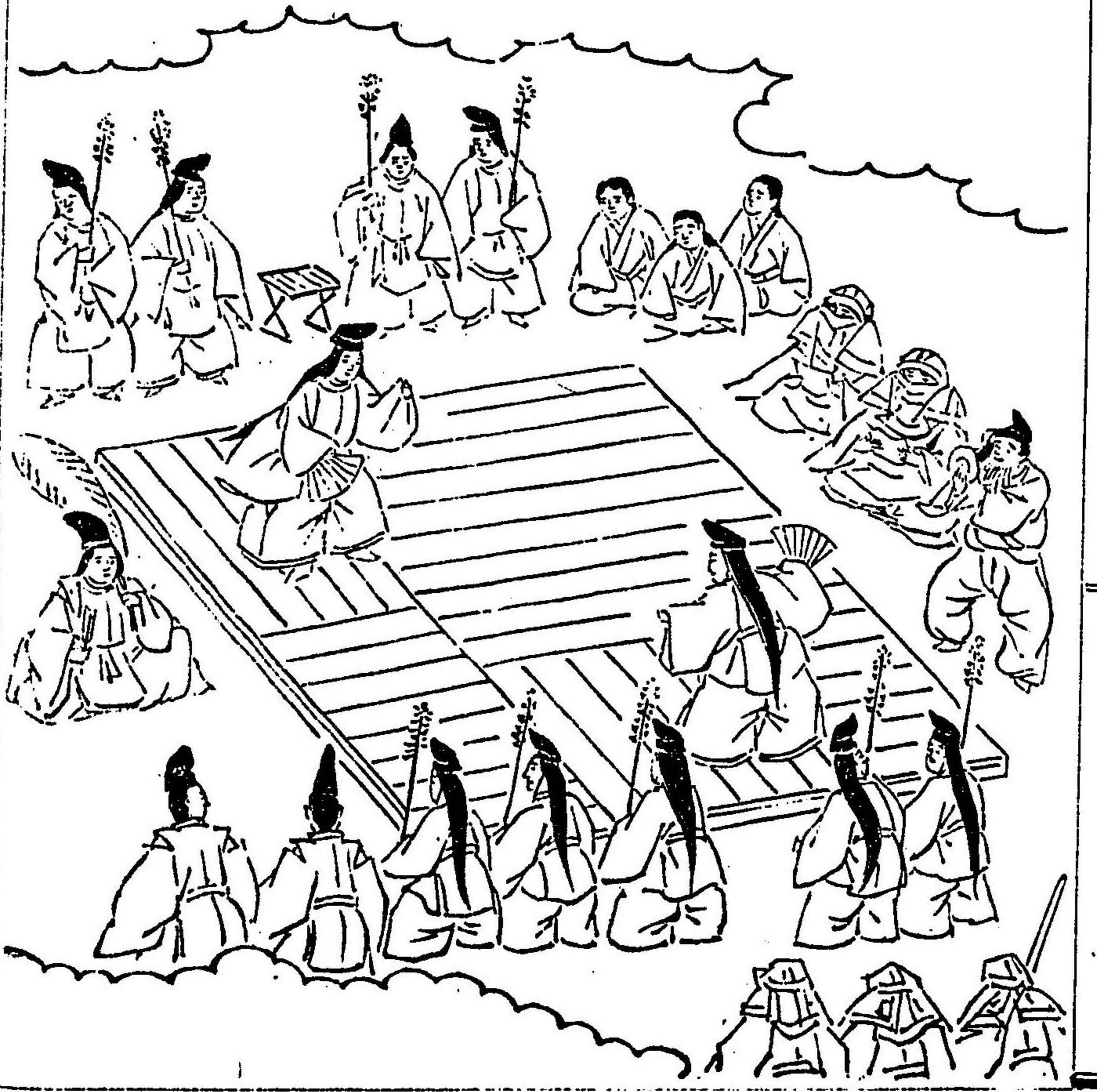
延年の稱は、庭訓往来二月に、詩歌管絃者、遐齡延年方也、とある意なり、

東鑑に、建暦二年十一月十四日、去八日繪合、事、負方殿所課、云々、各舞藝盡曲、此上堪藝若少之類、及延年、とあれ、此頃の僧家ならむと、少年の嗜める者の行ひし事とみえたり、著聞集に、建長四年維摩會の延年、兒白拍子の料、春日社の神人季綱をつまみ打し召具しとせり、此頃より男鼓打あし、とて、大衆うつ事ありける、とあれ、鼓打の俗人を

用ゐしが、此に至て全く僧侶のミする事となりしあり、此舞の樂器も歌と
銅鼓子のみあり
小杉氏云、隆涼新日録寛正六年九月廿一日條ニ、奈良、御社參、中略、申、
御成、即於一乘院參侍、而伺、來夜延年風流諸老參、而可奉見之事、仍、御領
掌、禮謝而退出也、入夜五鼓、後、街巷火炬之餘光、曜如白日也、延年様子、奇
異、不堪記、中間底祝言曰、漢武帝御、游宴于萬歲山、云事、再三唱之後、兩兒
自萬歲山出而舞、大衆歡呼、尤頻繁也、及深更、歸去、火炬尚明也、愚老十五
歲時、從勝定院殿、兩度御參詣、後、殆四十九年、今當也、頃日、再見之、實千歲
一遇、尤爲老後、光寵也、廿三日、入夜初夜、鐘鳴以後、延年火炬光曜如畫
也、大衆、舞三人三番、太子佛法繁昌、所、云事、管之、殿閣修造、鳥獸飛走、巧工
神妙、尤驚人、也、群兒、嬌艶、小歌妙舞、不絕々笑也、祝語、內有西王母獻桃之
故事也、此延年者、名曰自延年也、表寺宗懸志也、廿七日、入夜五鼓、後、延
年、始之火炬光曜如恒也、以陶淵明三徑菊、云之故事爲曲也、想祝言之意
乎、三徑之字者、爲理不成也、群兒曲亂舞數曲、尤妙也、この延年上覽のと

諸書に見えたるまじも、其舞曲を評する此季瓊日録のくわしきまじ如也
又自延年と云ことも他書に見ざりしを、此頃親元日記を見るに、寛正
六年九月廿一日、南都御下向、中略、御所一乘院、延年、六時半自
延年也、廿六日、延年之事、自延
年也、依御所望、雖被定、依兩延引、
廿七日、延年、昨夜延引分也、自延
年也、あく見えたる日録に符合して、又自延
年と稱する脚色の一様ありしことも知らる、
さて今世に傳ふる興福寺延年舞式あり、歌曲と次第とを記し、事最詳を
るも、卷中ふ其舞
の古曲あり、其次、次第をみれば、奇樂、これら
の曲あり、遊僧、當
辨、東舞、閉口、射拂、射拂、
者、繚綸、
風流、
白拍子、
相亂拍子、
走、等
の標目あり、
卷首に
披露の詞を録して、其下、此披露、詞者、康正、後花園の朝
の年號あり、之遷宮之時、興福
寺清淨院光胤、專信房僧都、被草之畢とあり、遷宮といふ日若
宮の遷宮あり、此舞に近たこ
ろまで、興福寺一山の衆徒に傳へたり、日光の東照宮の祭事にも、僧徒の
行ひしに、南都より傳へしものなる歟、又筑前の宗像神社、安藝嚴島にも

此圖ハ土佐光信の筆にて
 興福寺の延年の繪を
 七人の御守りたるもの
 といひ永正の人のあり
 後吉原の宮本より
 あり人の興福寺延年繪
 式小附流して載せしむ
 ことよし



園光大師繪傳ふにえくる
 延年繪圖を略言は本文と
 併せしるるは画甚を懐久
 邦隆等六人の合作を世に
 四十八巻といふ今
 智恩院に蔵む



今に此舞を傳へたり、又身延山ト兒舞トとあるは、兒延年の名残あるべし、以下下頌
賦漫筆

延年舞式ト載る、如意寶珠連、白拍子等の歌曲は、悉く節付を施し、中間ト詞あるさま、能の謡曲ト類せり、思ふト猿樂の能を起し、時、此舞の風をも交へ移し、ものなるべし、前條に舉たる小杉氏
の說と參考をべし又越天樂ハカヒ、歌物と標せる下ト、梅か枝トこそ鶯の巢をくへ、反ニ風ふかばいかせん、花トやどる鶯反ニやうトよしをの袖のうつりがや、反ニ又白拍子の下ト、弘徽殿の細殿ハカヒふた、もむいたれ、ト臘月夜の内侍のかと、光源氏の大將、やらくよしをの袖のうつりがや、二反何れも
節付ありこれ等の後世の筑紫筆の組のうたひ物の中ふしみえたるは、延年の歌曲より採れるものなるべし

幸若の舞の事は、兵家茶話十一、幸若家話を引て云、越前幸若は、八幡太郎義家の後裔、桃井宮内少輔直詮、童名幸若丸といふ、これより相續て、幸若八郎、九郎、幸若彌次郎、三家共ニ舞曲ハカヒとす、薩州府志九傳云、中古桃井氏之童、爲小兒在麻山、若松家童亦然是稱幸若丸、とみえたるが、此舞は起なり、

幸若の舞詞は、戰場の事、盛衰の變遷慕の情、種々三十番あり、其後ト出采たるを新曲と號せ、曲節音聲、猿樂と大同少異あり、大夫の左右ト二人あり、連トといふ脇といふ大小の鼓を用、今の猿樂は此舞より取る事多し、舞の詞は、大うた義經記、曾我物語、同時の作とす、古實其外、取用ハカヒ證とせば、き更多し、増註
笑見

徳川の世扶持ト預り、紋服を拜領せる、幸若音曲者、四家あり、何れも越前在住あるが、或は交代して江戸ト采れり、家紋ト五七、桐を用るは、桃井家の裔ある由なればなり、

應仁列記ト、石見か討れしは三條殿トて幸若舞ありて、人々群集し、歸るトき、辻切のやうト母りたれしとあれば、義政將軍の頃、既ハカヒ此舞行はれし

を知るべし、徳川の世に至り一時盛ふ行れし事、太室純の獨語、寛文延寶の頃迄、諸侯貴人の宴饗も、幸若の舞を用ゐて、心を慰め酒をもとめける、元祿の頃より猿樂盛ふなりて、幸若の舞廢れたり、新見正朝の昔々物語、昔々幸若れ舞流行、振廻の節方方へ呼ぶ、幸若八郎、九郎其外傳左衛門、市右衛門など、數十人有之、振廻の日晝時麻上下母て來る、客同前、料理を出し馳走有て、客料理過膳取て、右舞まひ座敷、出、一禮有之、客も御太儀と云、一禮濟て何ぞ承度と所望有之時、何ると舞一流もの、たとへは太職冠、清祐、新曲敷盛とさま／＼番敷を伺ひ、極えて舞仕廻へは、客へ暇乞をし、歸る、又所望有之、小舞、ても中舞、ても今少し承度とあはせは、不歸、相待、近年は絶てこれなし」と、昔々物語は享保十七年の作おれは、其頃既、廢れしなり、

喜多村氏云、今も柳川乃落中など、は常、うさふとあん、予いまだ是を聞かむ、或人云く、その音聲今の萬歳に似たる處あり、節は巫女も

似たり、詞は神事舞の詞つきの如し、増建予は柳川人の扇拍子のまゝて、うたひしを曾て聞たる事のありしが、まこと此よいへるやごとし、後世幸若音曲と稱するより、舞はあきもの、如く思へる人もあれど、醒睡笑元和九年作 萬治元年板など母も舞へる事あまことえ、又武林録、六前田何某松風といふ名馬をもてり、云々馬取腰、烏帽子と付け、路ふて誰か馬を尋る者あれば、そのま、烏帽子をかぶり足拍子をふと、此鹿毛と申せるは、赤いちまつかい皮袴、いむらかくれの鉄兜カネカケトのどつさか立えなし何がし慶次の馬にて候、と幸若を舞て通りたるにあは、是にて舞たる事あるし、又猿樂傳記、幸若の舞をいへるが誤多し

足利の世、曲舞まひあり、文正元年四月十六日後法興院記、是日於千本棧敷殿有御見物、女曲舞、余同押件、女曲舞、自去十月七日、於千本舞勸進云々、彼女生年十九、云々容顔尤美麗、凡超過諸人、希代事也、舞拍子言語道

断、奇妙之至也、見物雜人四五千許云々、先男舞露拂、次十四五許兒舞一番、次女一番舞了、兒與女立合舞之、座者十餘人許也、これ母て其大なるたを知るべし、又七十一番職人歌合文安寶徳の時代に、白拍子と番ひて、車よて袖うちふりし舞女、うゝるこひきと人はまじりきや、と歌有り、又月よはつらき小倉山、其名はるくれさりたり、と画上よ記したるは、其うたひ物の中の詞なるべし、此舞を又大頭といへり、

大頭とは鼓ツの拍子の名あり、七十一番職人歌合、女音メの鼓打たる歌に、いかふしてさのまたつ名を大つゞき、かしらうつまでこひしかるらん、とあるを思ふべし、尤草子寛永十一年板の頭は大頭越前の幸若といひ、其餘の書も、幸若よかけていへれば、もと同流別派ありや計り難し、雍州府志九幸若の事をいへる次よ、又有一家、其家紋大柏葉二枚相並、依之其一流稱大柏流、至今有兩流、今稱大頭者、誤大柏者乎、とあれど大頭の名義ハ拍子より出たる事、前文にいへる如くなれば、大頭と却

て大柏と誤れるものなるべし友入川邊柳橋氏の言、大頭源左衛門とかいへる幸若師京都より下りて此伎を傳へしといふ、但し越前の幸若とい別種ありといへり

慶長乃頃女舞ふ笠屋といふものあり、是れもと大頭の脇母て在し者あり、醒睡笑母、大頭勸進舞の脇よ笠屋ツレハ池淵といふものありしが、折ふしあるう雨ふりしよ、雨ふらば笠やとさせよ大かしら、こゝもるしこも池ふちとある」とあり増註尾崎雅嘉か群書一覽三よ舞の本と標して演いで、いもうが嶋以下三十六番の目錄を舉げ、其下よ云、中古の舞の譜本ふて、草子よ類するものあり、古雅ある文句多くして、おもしろきものなり、此書に、中昔の俗語などを考る母尤益あり、多田幾俊が三十箇條故實辨し、此舞の書の詞の解しがさきものどもを出して、注釋を加へたり」と有り、此舞曲ハ謡曲とい又別よして、前の曲舞幸若の類あり、ハ文字屋自笑か作の禁短氣元禄の頃の書よ、野郎乃事をいふとく、三十六番の扇の手を、目の眩ふりと稽古し、などあれば、其頃までも舞むし事おがら今ハ聞

えず考者

此舞の本の目録の中にて慶長巳前淨瑠璃として語りたりと覺しきものあり、其の第十三段にいふべし、

萬歳セシズのものと千秋萬歳といひしが略せるなり、古今著聞集六十一知足院殿

藤原忠實公よして堀河院の頃の関白あり大殿としておとしたるが、侍を御勘當ありける勘當は

云千秋萬歳をもちまゑさせ、其侍を舞せらまけり、さる御勘當や

の有べき、新撰樂記に千秋萬歳の酒禱ホカヒのスガタとみえたるにて、此舞の

七百年巳前より起りし事知らる、その姿の勸進聖判職人歌合天文六年より

なりと岩瀬法師の白き装束して鳥冠を著、手ふ扇を持て舞ふ、鼓うつ男

の、淺黄の衣著て座せり、歌に春の庭に千秋萬歳いえふより花の木根

のさしをかえなん、判云、千秋萬歳の能作の、毎年正月の佳曲あれば、諸職

諸道の最初にいて、歌合の一番すゝめ、ふどみゆ禁裡柳管へ參し

事の御湯殿の上の日記、禁内の日記元龜三年正月五日、此畠此畠の北に有の

千秋萬歳三人參る、足利家の年中行事恒例記に正月七日、千秋萬歳參、於

松、御庭被爲舞之御太刀侍被下之同朋道之、日次記事、正月五日、禁裡木造

始、此日千秋萬歳、并棧樂東御庭采とあり

千秋萬歳の名義は、踏歌の時萬歳樂と唱ふる事起れり、洋々社談、華社七

とも、神樂歌に千歳あり、本の千歳とうたひ末の萬歳とうたふ、此より

出たるに和訓ともいへれど、もと此舞の唱歌に千秋萬歳といへる

詞のありしより、其に據たる名稱あるべし

滑稽雜談に、萬歳は南都の西南相去る三里計に窪田箸尾の兩村あり、こ

ゝよて出る故に窪田箸尾の二流あり、人倫訓蒙圖彙に、此流諸國にあり、

京に出るに大和より出、中國に美濃より出、東への三河より出るなり、と

あり、三河萬歳又尾張遠江より自ら別流にして、其唱歌は大江定基定基は

院の稱す一脈の作ありとも、無住法師攝原景時ともいへり、

古への千秋萬歳の法師なるに、田樂法師の無行ひしにもあらんか、今

三河萬歳の鼓うつ男の稱は才藝といへるも神樂の才男第五段の古
稱はかをへり、喜多村氏が凡萬歳に祝宅の祝辭、鳥追に田事の祝、春駒
の齋業のことぶきよて、衣食住此三つを重なる故あり増補といへる
の然もあるべし。

獅子舞にもと唐樂の舞樂より起れり、江家次第第三十法勝寺、御塔會次第、
宸儀著御座、次亂舞次古、師子出卧舞臺、異坤、雅樂寮左右相分、率舞人等、出
自南門左右扉左鳥、菩薩八部、舞人、打物、吹、云々、朝野群載ニ圓明寺供養式に
も、此間師子舞、又師子舞如前等の文ありかく蝶鳥菩薩八部等と共に、佛
事のみ行えれしを思へば、此舞も天竺地方に近き風俗あるべし、
友人榊原芳野云、獅子舞の原は即西涼の伎なり、白氏長慶集、
新樂府、
1、西涼伎、假面胡人假獅子、刻木爲頭、繚爲尾、金鑲眼睛、銀帖齒、奮迅毛衣、
擺双耳、如從流沙萬里采略下、此篇結句に、忍取西涼弄爲戲句、とあるは、
れば、是西涼人の戲舞あるべし、洋々社談 第七號、又卯花園漫録、陳氏樂書を

引て、唐太平樂謂之五方獅子舞、獅子獸出於西南夷、天竺獅子國、綴毛爲
之、各高丈餘、人居其中、像其儗、即馴狎之、客二人持繩、秉拂、爲習弄之狀、五
獅子各形其方色、百四十人歌太平樂舞、以足持繩者、服飾作昆崙狀、とあ
るは、既に此戲を唐に傳へて樂とあせるものか、

樂家録二十獅子笛相傳を載て云、獅子者、非笙華葉之曲、唯爲橫笛秘曲、而甚
重之、古戶部氏專勤之、云々、凡此曲聲樂耳傳、而舞曲斷絕、至今於攝州天王
寺、雖奏此舞、而只其法、而已、云々、獅子二頭、昇于舞臺、廻二返、と其舞の概略
を知るべし、體源抄十二にも亦獅子笛の事を載たり、古今著聞集五、鳥羽法皇の女房、大進
といふ歌よみ、御衣を盗たりとの冤罪と負たる時、北野の社に籠て歌詠
て奉りし事の條、鳥羽殿の南殿の前、彼うせたる御衣をかづきて、さ
きをば法師、跡を敷島とて、待賢門院に雜仕ありたる者るづきて、師子を
舞く参りたりたること、天神のあらたし歌よめでさせ給たりけると、目
出度たりとく侍れ、とあるは、尋常の戲舞もこそは行ひしあり、少納言

入道西信本を以追加すとある古き胡樂圖一〇元祿も亦獅子舞の画あり、人倫訓
蒙圖七〇元祿獅子舞惡魔を拂ふといふ、云々日吉の神事、田樂法師と
いふもの、獅子の頭を被カッてねりたるあり、今の獅子舞ハ、これをうつしと
るなり、とあれむ、此伎田樂一移りたるガ今世大神樂の獅子ハ又田樂よ
り移れるならん、

嬉遊笑覽一獅子舞の神事とまきるハ獅子もとより神前ハ安オカものを
ればなりといへるハいかにあらん、神前の獅子狛犬ハ、舞曲ハ關れる
ものふあらざればなり、同書一又大神樂ハ獅子の事を記して云、寛永
より明暦ころ迄の画ハ、ミを獨立にて頭に獅子をウふり、腹ハ太鼓
付たるガ街上を走りあり、初穂ハの男、米錢を擔ヒて添ソるのミ、
長持ハどつがせたるハ、これハ昔々物語ハ記セ寛文延寶頃始めしなる
べし、事跡合考ハ大神樂ハ伊勢派と尾張派と二派あり、尾張熱田の地
ふも獅子頭ハ一種ありて、是も獅子を舞し歩行て、大神樂といふと云

友人栗田寛云、神事の獅子舞ハ加茂祭より起り、佛會の師子ハ唐樂を
移したるものハて自ら別なるべし、然るハ袖中抄十引ける加茂縁
起ハ祭ハ日猪頭を蒙りて舞ふ事ハ、欽明の朝より起れる由ハ思ひ合
さるハまハなり、猶伴、信友の瀬見、小川ハ、賀茂社の事を委見合ハまハべし、

第十二 歌舞妓狂言並俳優の事

歌舞妓ハ慶長年中出雲、於國ハ女舞ハ始る、
慶長の古記ハ、慶長八年八月、今年春より女歌舞妓諸國ハ下る、是ハ於
國と申大夫、出雲の者佐渡へわたり、京へ出踊初る、諸人是を見物ハ、次
第ハ能ハなり、諸國ハ女歌舞妓あり、云々ハ、突見とあるを其始ハとハべし、於
國ハ小村三右衛門といふ人の娘ハして、其始巫女なりとも、又遊女を
りともいへり、野趣京童日本後紀ハ、延暦十八年秋七月己酉、停伊

勢齊宮新嘗會、但以歌舞伎供九月祭、とあるを、岩瀬醒云、かゝる歌舞伎といへるは、いとくふるく神事ふよべる名ありき、國にもと女巫あまの神樂を一變して歌舞伎と名づけしも由ある事ぞうし兼喜多村節信云、今の歌舞伎といふ名は、もとより古き字面よりたるふあらむ、かぶきといふ傾く義にて、傾國の舞おれり、其意をもて名づけしあるべし、そのかみの流行詞、世に語り傳ふるものをうぶき者といひ、うぶき廻るなどいへり、其後容體のみつくろひて實おれや、知の詞を、うえるぶきともいへり、是上傾きにて、頭をちなれど轉りてさういへりとみゆ、母遊笑覽又讀者考の証とあり、此兩説何れを宜しとせんや、定めがたし、傾くをうぶきといへるは、當時の俗言と聞ゆれども古く傾首とうなをかぶしといへる言あまの捨がたし、始に五條の東の橋づめ、又北野の社の東に舞臺を構て興行せり、其舞のさまは、塗笠に衣を着、紅の腰褌を纏ひ、鳧鐘又は珠數とも云を首よるけ、笛鼓

其時三味線はしといへり、段は太鼓を知らず拍子を合せて踊るを念佛踊と云、又や子踊るくて三十郎といへるを夫よりうけ、傳助といふ者をかたらひて、三條繩手の東のあた、祇園の町後、舞臺を建、於國の髪を短く切、折鬘を結び、さや巻紙指て男装をふし、三十郎の女服を着し、桂紐カツを頭へ結びて女の打扮し、傳助は可咲フカシき猿がう業せしやどに、京中ゆすりて見物し、此を於國歌舞伎といへり、又六條の傾城町より、佐渡島正吉といへる遊女、四條川原に舞臺をたて、遊女をあまた出し、於國が形をまなび舞踊らせしより、江戸また諸國ふも漸くひろまれり、東海道名所記、七恨之助草子、慶長九年の夏、上りの十日の事をなれば、清水のまんとりとして、袖をつらねて都人、云々、欄干に腰をうけ、これよりすぐ豊國へいざや我等は祇園どの、さて北野へいざ行て、國が歌舞伎をみんといふ、これ當時まのあたりにかける文あり、母遊笑覽羅山文集、六十今之歌舞伎、非古之歌舞伎也、若教坊梨園及小蠻素之流、所謂古之歌舞伎也、

男服女服、女服男服、斷髮爲男髻、横刀佩囊、云々、男女相共、且歌且踊、此今之歌舞妓也、出雲國、淫婦久二クニニ者始爲之、列國都鄙皆習之、云々とあるを、骨董集に掲げたる、慶長年中の於國歌舞妓の圖に考れ、よく合へり、於國の夫を、歌舞妓事始等、名古屋山三郎又三左衛門といへれど、鹽尻、懐橋談に據れ、山三郎は於國に相具して、早歌を教し事のみ母て、夫といなし、正しく夫を三十郎とし、したるは、東海道名所記のみあり、此事も骨董集と増遊笑覧との両説あれど、骨董集とすべて於國歌舞妓の事をいへるは、後の諸書誤多し、よろしく曾々呂物語、東海道名所記等の古き説に従ふべし東海道名所記に、三十郎が狂言、傳助が糸よりして、京中これよりうきれて、見物を見るほどふ、云々、糸よりの延年、舞の所作ある事、第十一段にいへるが如し、傳助これを習ひ傳へたるよ糸よりの事、骨董集の説に照そ、ろ物語に、佐渡島正吉といふ遊女うみ方より江戸へ下る、江戸繁昌故、三里四方の野も山も家を造り、寸土のあさまおし、然るは東南の

海際よしし原あり、色このみまる京田舎の者ども、此よし原を見立、傾城町を建んとよししの刈跡、爰やかしこは家作をとりし、云々、喜多村氏云、此物語は慶長中此事は再興あり、能歌舞妓の舞臺と立置、毎日舞樂をなしく是を見せける、此外勸進舞、蜘蛛舞、獅子舞、相撲、淨瑠璃、色々さまさまの遊してぞ興しける、これらの見物をかごとよおし、僧俗老若貴賤、此町に來り群集す、江戸よし原町にて、來三月五日、かつらき大夫かぶき踊ありと、日本橋ふ高札を、立る、喜多村氏云、いつれの年ともまれ、ねと、元和巳前にてありあり貴賤群集し見物を、云々大小つゝ、み笛太鼓の役、男なり、彌兵衛善内が狂言の風情、取分猿若出て色々の物まねすることおかしけれ、えうさい念佛、猿廻し、酒に酔たる在郷の百姓あらゆる物まね、さてもよく似たるものか、云々遊女ども江戸を拂ひ、條ふ、とかくおれらを江戸に置べうらむと、女の數を改らるゝ、和尚かぶき女の長と號する遊女三十餘人、其次は名を得る遊女百餘人、みを悉く箱根相坂とこし、西國へ流したまふ、こ

れよて江戸歌舞妓の始のさま明らるあり香原町の起原も上文の如く明らかかれと、洞房語園等に、此事
いかにとやのろろ物語に、寛永十八年の印本よしてもと三浦和泉守
の見聞集の中より抄出したるものなり、三浦氏の北條の浪士ふして、
慶長の頃を目のあたりにみし人なれば、尤証とするよ足るべき書あり
重野氏云、踊と舞との別あり、舞の態は嫺雅あり、踊は拍子よる、りて
踊る、今猿樂の狂言ある踊節を以ても證とせば、念佛踊即ち舞の空
也、上人を祖とす、空也に朱雀村上の朝の人なれば、其起り最久し、放下師
師の起り未だ考へむ、七十一番歌合に鉢叩きを放下師お組に、放下師
は竹葉とあたり子とを持ちたる姿を寫せり、鎌倉以前よりある一種
の踊りして、共に諸國を徘徊する藝人ある事猿樂の放下僧をみても
知るべし、狂言の三番更も踊の一種に近し、又や、子踊、何の時より起
りしや詳ならむ、是等の踊一變して歌舞伎となりたり、風俗歌舞
源流考
るくて歌舞伎流行して、世に放蕩者多かりしは、寛永の末終に禁ぜ

られて、後の若衆歌舞妓専ら行える、

此後女舞の歌舞妓ありし事、寛文六年大頭の舞の流をくむ女舞、笠
屋三勝をつかどいへる末、新勝の子三郎兵衛名代免許あり、享保元年
四條よて、後の新勝、女舞興行せし、幾んどもなく禁ぜられたり、歌舞伎
事始
西鶴が大鑑、大夫藏人於國々女歌舞妓も絶て若衆をあまたかへ、是
が世界の花踊、鹽屋九郎右衛門座のみし岩井歌之助、平井志津馬など
申せし、末代よもあるまじき美少年なり、此外四十五人舞子ありし、
とみゆ、其舞の状に可笑記、正保元
年坂元若衆かぶき見物の繪に、大夫數馬と
いへる若衆、風折烏帽子に花をさして着け、振袖乃右の肩を脱ぎ、大刀
を帯ひ、背お幣をさし、扇もて舞ふ、これの白拍子の舞の旁に小原木の小歌
ふりをあせりたまか
を書るは、是をうたへるあり、始遊
突覽

これも男色の弊風盛に行えれしは、野總和事始、
餘小録慶安五年六月、則永應
元年若
衆歌舞妓停止の令出たるより、始遊
突覽忍に生業を失ひ、難澁に及ぶ者多

かりしうは、承應二年歎訴の者ありて、物真稱狂言盡と名稱を改、更し公許を受たり、是京攝劇場の始あり役者大金、歎訴、始

此後の少年の俳優額髪を剃除たり、京童元治、今の若年の者の額の飾をとらしめ、額にわさを着、百會と頭巾にてかくし、云々と有り、猶綿

帽子の事の嬉遊笑覧に、寛文四年正月町觸し、野郎并奴形仕候役者、かつらをかけ申間敷候、但手巾綿帽子をどり不苦事、狂言盡を不及申、淨

るり芝居、説教芝居、并舞々芝居、其外諸芝居にて、嶋原狂言を仕組、傾城之真似一切仕間敷事、と有しうど行えれむ、そはかみ傾城買の狂言流

行て、是を嶋原といへり、此故に上るり、傾城某といふ外題多し、といへり、

正徳三年四條河原名題改帳し、村山又兵衛、布袋屋梅之丞、夷屋松大夫、都万大夫、松本莊大夫、藤田孫十郎、とあるり、京都の古き劇場の名題あるべし芝居、大坂にて、鹽屋九郎右衛門、同九左衛門、大和屋甚兵衛、中

の芝居の始あり 河内屋與八郎、松本名左衛門、大坂太左衛門、今角の芝居の始あり 等古し、

但し大坂の演芝居が本なるよし歌舞伎、事始

江戸にては、寛永元年、猿若勘三郎初道順と號し、中村と稱せり、事あり、官の免許を得て、中橋に於て始て猿若狂言盡の芝居を興行を、同九年、彌宜町へ移り、

彌宜町の事あり、今の長谷川町の事あり、慶安四年、更ふ塚町へ轉る、其頃の藝は、猿若大名、新發意

大鼓、などいふ名目にして、能の狂言を一變し、時様、作り變たるなり、初代の事

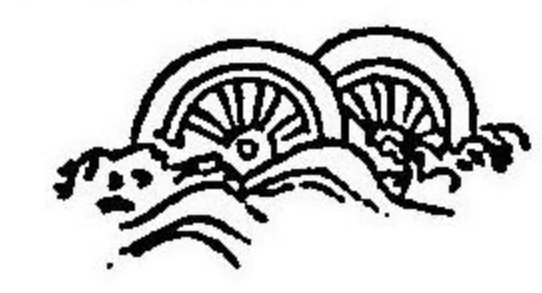
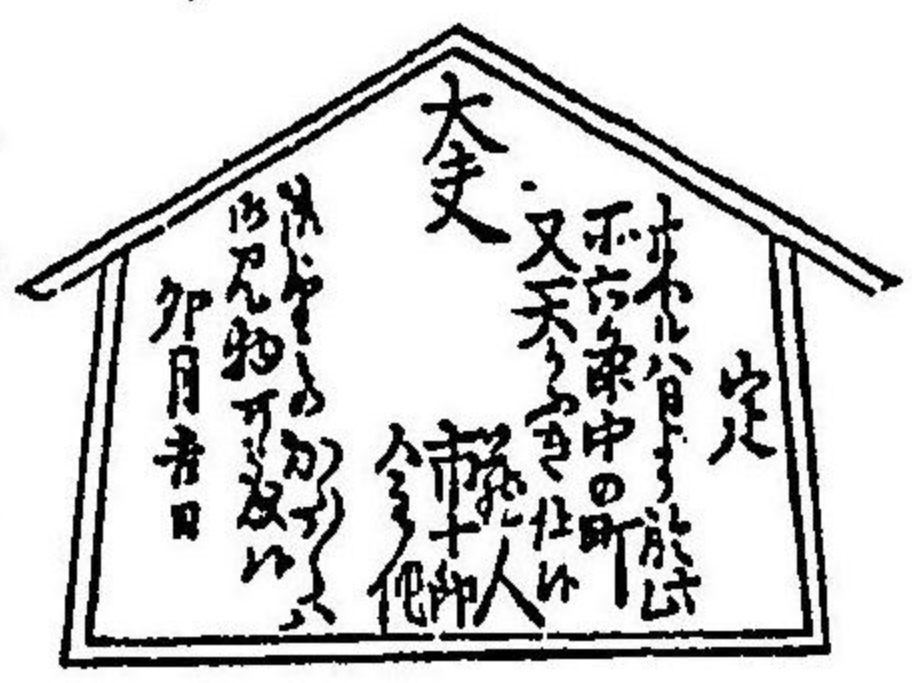
此頃をいまだ三弦を用ゐむ、故に猿若の狂言を、舞ながら小唄をうたふのミをりしが、歌舞伎の轉りたる者なれ、事あり、笛太鼓の有しある、脇師の杵屋喜三郎より、このう

た、小唄と合せて三弦をひく事となれりといへり、類曲

又寛永十一年、泉州塚の人、村山又三郎といふ者、江戸に下り、公許を得て、

塚町に常芝居を興行を、此後、塚町を分ちて、其屋町とせし、是も能の狂言をやつし、舞の童兒を交へ勤めしむ、二代と九郎右衛門といふ、市村守左衛門并

古き屏風繪の如きものや、
興りの女がまきの角の二つにねまき
つやうのその遊女あふまきよか
吾人何れも繪をいふを繪と
を佩たるまきよかをいふ女形
かつまきよかをいふ女形
たり



此札の繪も同一屏風をいふものなり
併せていふに、
又二林又一郎ありしは、
起せし若した夫死んぬ、
中村教子
あまし家
衣小寛文
年中江戸
日本橋小
町町二丁目
小野の如
の繪を
載たり自
筆が彼者
古実まき
亭元縁の
初のみし
し女方
あり



中村教子

万治二年の
刊本可突
記より抄
出は書中
を考ふる
正保元年
の繪あり



○歌舞音略略史下巻

三十

ふ彦作といふ者相座元たり此節京攝より小唄三弦の高手又右近源左衛門といふ俳優を招き練衣の湯帷子を被り女形と云扮と始たるに此座を本とせ寛文中玉川主膳と市村竹之丞守左衛門相座元ふり始て續狂言を工夫し引幕道具立を製出せ故に其頃此座を大芝居と稱せり市村

昔々物語より右近源左衛門と云若き役者京都より下り三線引一人地謡一人母て藝をもる時今のかつらなどいふものもなく贅金の服ツギものに糸を付て額にかぶり月代をかくも面體奇麗の若者なれば女の如くみゆるさて藝とまの海道下り山崎下りおどいふ道行を地謡うたふ間舞いまふ又業平の餅と買ふ處を獨狂言ふ舞ふ諸人もしろがりて見物も此源左衛門黄あるふくさ物かぶりたる體を人形ツギ木ツギでも作り紙ツギて張ぬきツギも作りておびツギしく賣るツギ云々ツギとみゆ海道下りの歌に糸竹初心集寛文四年刊一載たり又女形の歌舞妓

といふ稱東海道名所記にもみえて京江戸の芝居の状を擧たり

又萬治三年森田太郎兵衛といへる者是も公許より木挽町五町目汐入の地へ芝居を取建坂東又九郎の二男又七を養子とし名を森田勘彌と改む又正保元年より同所六町目山村長大夫の芝居ありしが正徳四年營中の仕女江島が此座の俳優生島新五郎と雄行の事有て罪せられし時座元も遠島の刑に處せらるてより此芝居斷絶せり以米中村市村森田の三座を大芝居と稱して近世に至れり明治以來の事歴

中村座都座内傳市村座桐座森田座河原座河原座河原助替りし事有といへども何れも舊に倣せり天保十二年中村座市村座類焼の後淺草山の宿へ所替を命ぜらるその後木挽町河原崎座も同所へ移轉せり

さて承應に頃歌舞妓一變して狂言盡とあり寛文中續狂言始りてより年月と趣を巧しし新奇を競ひしかば纔四五十年の間ふして正徳享保

は画と故抄系
月々の所花を
一寛文に年の
芝居画々の中
より抄出れ
筆者詳からん

○歌舞音楽略史下巻



三十二



歌舞馬四圖

小町社町に於て歌者妓興りの
 園を踏穿は後夜又見物人を
 我中狭き道を言一々
 茶屋の末の程と思ひしは園
 中ふゆりゆりのあつちゆりゆり
 ぬきぬき見ゆればそれゆりゆり
 北野小大夫もいひ若もい
 せどもいそれゆりゆり幕
 の故の後の九の考ふぞし
 頼つゆりゆりゆりゆり
 見ゆれば又形とけ様は出て
 りゆりの物まねゆりゆり様か
 事をまね故に名付く

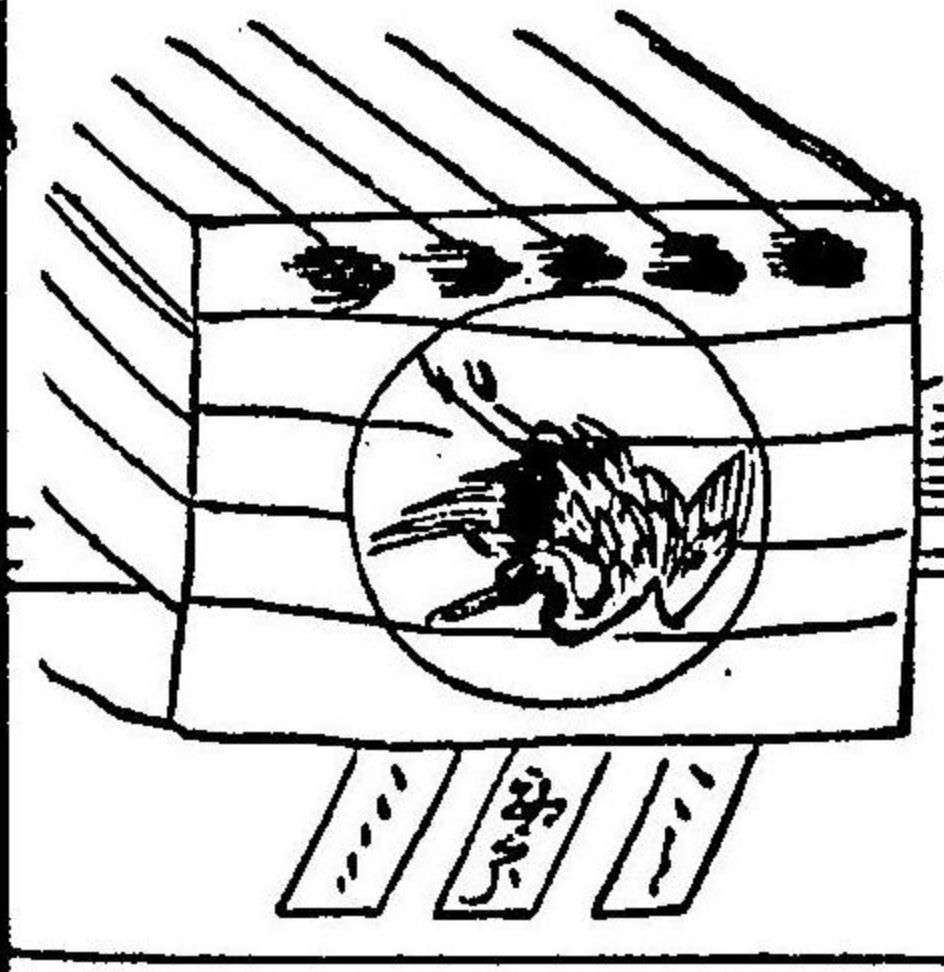
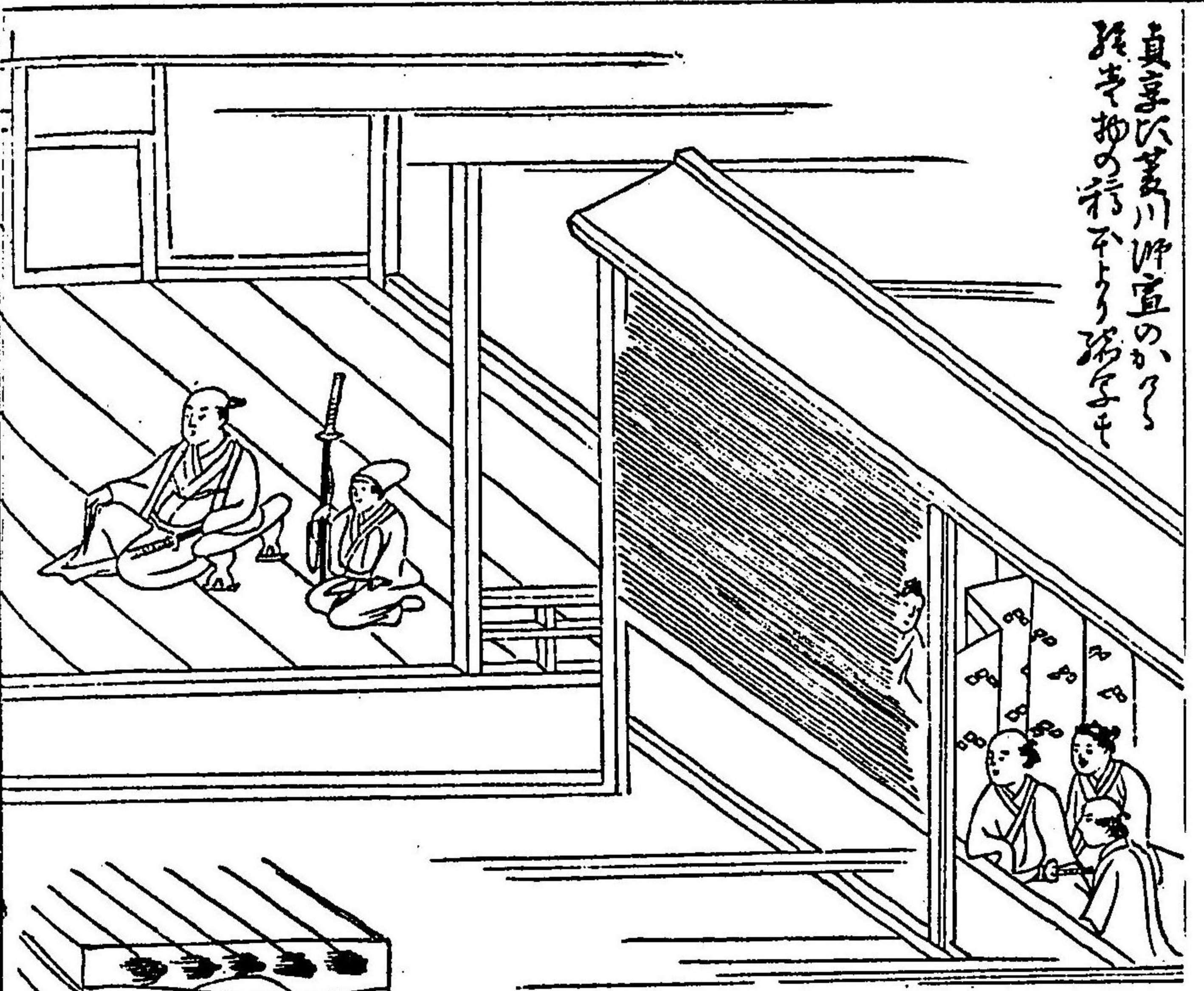


小町
 社町

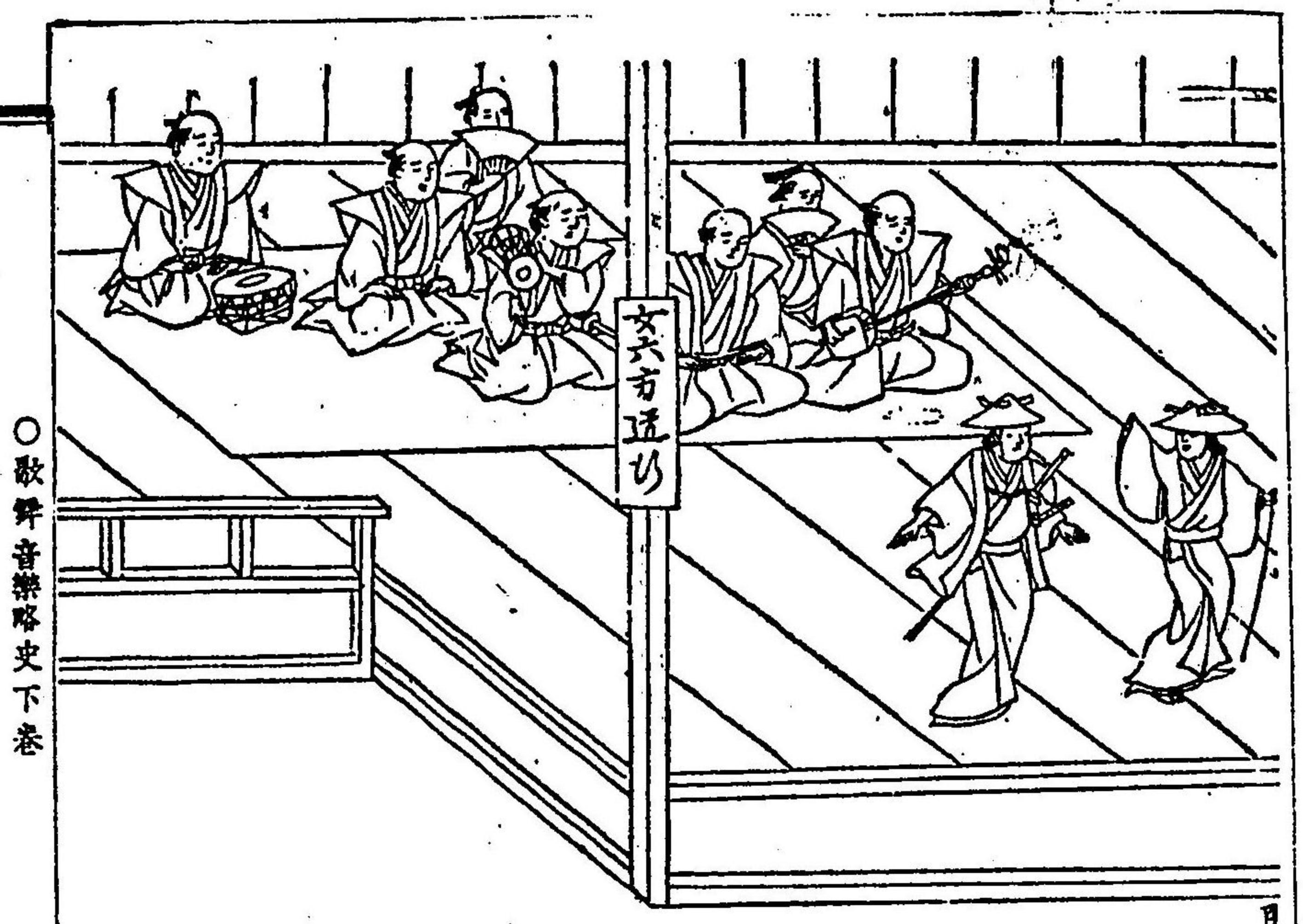
あり種衣まきつる神祇の
 花をまきつる人ゆり
 きりたるありなまゆり人
 物指は必おまの枝ゆ
 流るゆりゆりゆりゆり
 不物遊能の時花を刀あて
 せゆりゆりゆりゆり
 一々一ゆりゆりゆり
 名人指書よりゆりて
 更なるゆりゆりゆり
 りゆり何とまゆりゆり
 をゆりゆりゆりゆり
 せゆりゆりゆりゆり
 せゆりゆりゆりゆり
 小者のゆりゆりゆり
 の花の枝はまゆりゆり
 夕赤記はゆりゆりゆり
 今ゆりゆりゆりゆり
 せゆりゆりゆりゆり



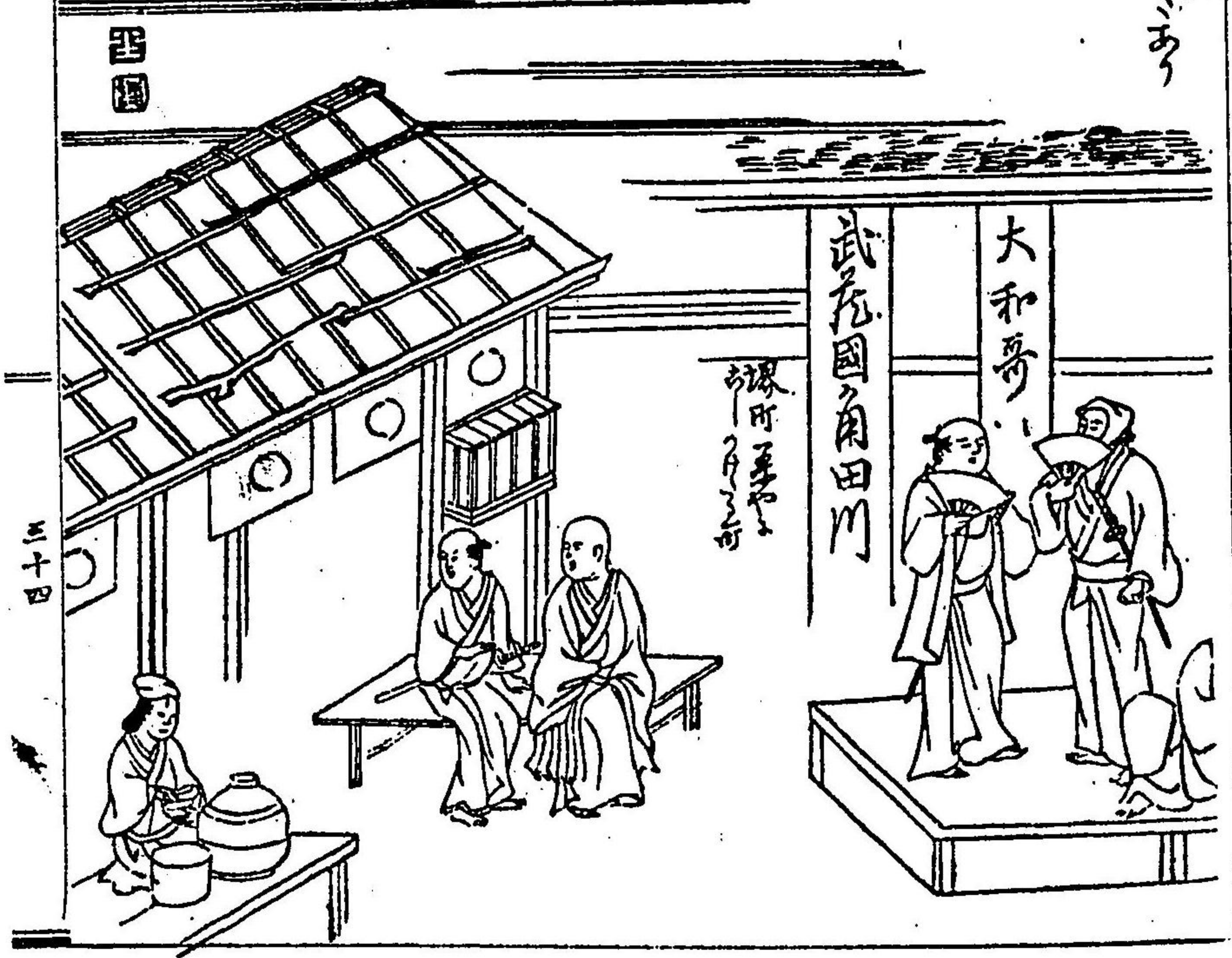
真室の川舟宣のかゝ
孫の舟の行ふより路を



此の舟着板舟一え福の末を辰借信と始



見物人
下りあり



○歌舞音楽略史下巻

三十四

の頃に至ては、大に面目を改めたり、市川團十郎の始めたりし續言は三番類自作のもの多しといへり、又元文賢厝以来、操座、みして、竹本筑後掾、所稱義太夫

の淨瑠璃盛一行を近松竹田等名人の作者出で、五段續の新曲精妙を盡せしるは、此輩の第十三段にいふ枉言座でも其淨瑠璃を移し用ゐ、其態を演じ

て看客を招くに至り、淨瑠璃枉言、世話枉言、など區別の名稱も起れり、かれら今ふしては、全く漢土といふ傳奇雜劇に似て、殊に趣旨深きもの

一變成したれど、猶所作事と稱して、大なる枉言の尾に、踊曲の態を演せる一齣あるは、其始の歌舞妓の餘波あるべし、歌舞妓事始、京大坂の芝居にて、七月枉言は必大踊の儀あり

我衣尾、尾、芝居衣装の賢永頃結構よきより、金入、鑊子、縫縮、緬、純子、天

鳥織、熊皮、半天、金減、金銀打等あり然れとも道具立の山みをとて、藤山或の野泣波、田家の繪などを書て、其氣色を學びぬ、正徳享保に至り、中

村傳七と云作者の、勘三郎從弟なるが、道具立丁寧を始む、正徳四年山

村座の事有て、絹衣装に改る、嬉遊笑覧に賢永の頃、水木辰之助下りて、丸き頼帽子をかかけたり、是より先前髪をづら付け、紅の切にて鉢巻を

したり、其後元祿の頃、萩野澤之丞、さけり帽子と始む、又役者惣身紅にて深る事、天和年中、市川團十郎ふ始たり」といへり、かゝる事を、考察せば、猶あまた有るべけれど、然のみ用をけきり、擧げや、

漢土の傳奇雜劇の事は、既に第九段田樂の條にいへり、今此より、明の李笠翁の層中樓をえとる、俳優の名稱を擧て、此方の事、比すべし、

生に立役、小生の若衆形、末の實惡、丑の敵役、且の若女形、小且の娘形、淨の打禪、副淨の小誦あり、元曲選に載たると、名稱の異なるは、世を経て

變りたるものならん、我師本居内遠翁云、唐土にも劇場あれども、自ら似て偶中しとるにて、

夫に倣へるにあらぬ事、彼地の、今に趣深く拙く興薄くてまうも俗あり、此方の、巧いかもしれなく人情を勤うし、憂喜愛敬意狀、腦して、

大人婦女兒をも擾騷せしむるものにて、趣いたく異なり、云々物語一
譬へいたゞ皇國の源氏物語の如く、述る所の平常の事にて、意の言
外の不可思議に涉れり、唐土の竹取物語の如く、事の奇しき、意の
塵ある事始よてあらたなる故、感動する事なし、此者といえられたり、此
言亦一説不備ふべし、

第十三 淨瑠璃節并操人形之事

淨瑠璃節の原平家を基とし、舞の歌と説經の節あどを撮合せて作り出
せる一や、淨瑠璃は昔より、平家の變風なるを知らず、其名稱のえやく、享祿天文
の昔母あり

世ふ傳ふる所の、織田信長の侍女小野のお通、又豊臣秀吉の侍女とも、不
門院の宮女ありともいへり
君命よりて、源牛若丸三州矢矯の宿某長者に嫁、淨瑠璃姫母思ひ逢
ふ事を十二段母述作して、淨瑠璃物語と名づかしを、此十二段の事子や
今の世に傳れりや

ヤて章句を付け、三弦一合せて語りしを始とをといへり、江戸名所誌、
昔々物語、川

岡維談、竹豐故事、
近世世事故、然れども天文九年の守武千句一、前句いとゞだ座頭

まがひの杖つきの附句淨るりかたれ灯のもと又付今宵えや時の牛

若ふ々えて、とあり、信長公に此千句の時僅に九歳あり、幼稚の者を

慰んとて、綴りしものとも思えれむ、最いぶかした事と思ひしが、宗長

日記享祿四年の條、小座頭ある淨るりうとせ、云々とあるに、駿

河、國守津山にて書るおれば、此頃也、田舎あさらひする小座頭のう

たふとあるよて、淨瑠璃の古くより有しを、思ふべし、享祿四年に信長

公生れたまふ前年なりと、高柳種彦の論じ、通料又喜田村氏も、猿樂狂

言昆布賣上、上るりぶし、賣れといふ事も、みなたれむ、お通は權輿と

いふ事、いたく誤れり、突覽といへり、按ず、淨るりの説經と同じく、

諸佛の本縁などをうたり初しが、原あるべき、其の淨瑠璃といふ題

號の佛語めきて聞ゆれむなり、然れを淨瑠璃の題、説く淨瑠璃姫に始るに
らど、たとし守武千句、時と牛若云々とある

も十二段の趣にて附たる句と覺ゆれむ、此時既に淨瑠璃物語の草子とせきて其始
は有しもの、如く然れむお通の作といへるも、亦信しけたまきこ、ちき世きて其始
は扇拍子にて、盲者などの語らしものなるが、三弦行たれ、後漸く其
曲節を巧しし、盛し世お行える、事となりしに、次々いふが如し、
慶長の頃、澤住或譯といふ盲人、琵琶の上手ありしが、三味線をも手練し、
三味線の起原は別れいふべし琵琶に平家物語を合せる如く、淨瑠璃節を合せ、専ら彈
たるより、假令酒頭童子か事を作りたるもあれ、山姥の事を作りたる
物語もあれ、節を付て三味線に合せるものを、都て淨瑠璃を語るとい
ひ習えせし故、此音曲の名といふまきりとぞ新曲
齋藤月岑云、其頃の三味線は、琵琶の手の如くして、今の世お行る、
如く、手の繁さもの、おあらざりし、淨瑠璃も平家の節より少し和ら
げ、語り似たるもの故、淨瑠璃は師匠をなし、語り以て師と心得よと、中
古の名人井上椿磨其門弟へ傳へしとある、類案
又云、群書一覽にみえたる舞の本、三十六卷の目錄の中、和田酒盛、堀

川夜討志田四國落、景清十番切、教盛、百合若大臣、元服曾我、大職冠、文覺、
烏帽子折入、鹿那須、與一、小袖曾我、伏見常磐、高館、八嶋、などあるもの、何
れも淨瑠璃の語りしものなるべし、客のすまひに、後座淨瑠璃を、舞曲を、
世俗の悦みやうと文句を作り、一曲を、
始しと又同書に載たる御伽草子度長の頃の
草紙なりの目錄に三部あり、此内文
正草子、御曹子、島あさり、酒頭童子、鉢かつぎ、梵天國、物艸太郎、子教盛、お
どいへるものと、共に淨るる節の語りしと、ミゆ、殊に梵天國の淨るり
の世に行たれて、淨るりの祝言に、必これを唄ひし由いへ、悉しく
の還魂紙料にみえたり、舞曲
類案といへれむ慶長己来の淨瑠璃は、舞曲ま
と草子をもて祖とせといふべし、

澤住か門人にて、京師に目貫屋長三郎といふ者あり、西宮の傀儡子引田
氏彼に波路様と受領せり、和漢三才圖會に
此受領を長三郎の事とせしは誤なりを語らむ、始て淨瑠璃にあえせて、人
形をあやつる事を始む、當時禁闕にも召さきて、後陽成天皇の暇覽お備
へたり、和漢三
才圖會

傀儡子の、和名抄雜藝類、和名久々豆とみゆ、もと偶人を作りて戯を
爲を云し、中頃くつと云一部の賤民ありて、男の狩獵と事とし
て木人を舞えし、女の唱歌淫樂とわざとを旨、大江匡房卿の傀儡子
記三朝野群載卷一みゆ、六百番歌合以下の歌よ、美濃乃野上、近江の鏡の
宿あどの、遊女とくつとよめり、俊頼の散木集十連歌、うかれめり
かれて宿も定めぬるとあるふくつたましにまたり来て居りと附
するに據まば、遊女やがて傀儡を舞しするふや、攝州西宮に、往昔より
由ありて、男子の傀儡子の住る處あるべし、

譚海年中一、淨瑠璃かたる者の、某少掾、大掾、某大夫、など、稱する事、元
來人形造りて禁裏へ奉りし者、受領號をゆるされたるがえりまり
なり、其後上るりといふものをあたりて、人形にあてせてあやつりも
て遊し間、おのづら上るりと語る者勢ひ強く、人形を遣ふ者の、其下
一廻るやうに成たる故、いつとなく人形遣ひの受領號を、上るりかた

る者よりむ、れて稱する事一成たるなり、といへり然もあるべし、音
曲道智論一、西宮の神主森丹後といへる者人形廻りとなり、天正五
年上村日向掾と號す、是受領の始ありとあれど、本文にいふ引田氏を
始とすべきか、

次一河内左内といふ者出たり、女も南無右衛門、左門よしとるなど、
て、淨るりを語りたるを、歌舞妓と一同に女のとめり、東海記

此よりして淨瑠璃に必操座にて語る事、十二段八島高館の類に
古めきたりて、新にも作り出しるど、いまだ淨るり作者といふ者も
定まりて、あらざりしかむ、語る太夫の心まかせて、作り出せし事と
と、阿彌陀の胸刺といふ古き淨るりの、南無石 喜多村氏云、慶長年間、古屏
と、阿彌陀の作ある由、安齋隨筆亦鳥の巻にみゆ
風一、清矩云、此書曲類卷 四條河原觀場の繪一、女大夫の淨るり芝居
あり、三線ひきも女も、大夫の扇を持て出かたりあり、人形つらふ處
より一段高た處一居る、人形足おし、つらひ人の首も手も見え、芝居

此表檜の下の札、黒塗縁朱塗、減金かあるもの打中の文字金粉にて、じや
うるり内記とあり、この女大夫乃名物ふ見えす、南無右衛門左門よし
高まどが内なるべし 云々 類案

江戸丹く浄瑠璃の盛よりし、寛永正保の頃薩摩浄雲 薩摩大を始と

す、浄雲は泉州堺の人として、虎屋次郎右衛門といへり、是も澤住檢校よ
り曲節を習ひ得て江戸より下り、多く新作を綴り、一派の曲譜を語り出し、
門弟あまたあり、音曲道智輪、竹置故事

是までの端浄るりのとありしを、浄雲より段浄るりを始むといへり、
世事 大夫の操座は、塚町丹あり、玉羅山文集七、小平太の傀儡子を

みる文ありて、記事頗る詳あるに、此座の事を、事跡合考に、小平太を直に
浄摩大夫とするの誤なり

人倫訓蒙圖彙 元禄三年 山本、土佐掾が芝居のさまを画ける處あり、人形
いづきも足おく、裾より手を差こみてつらふ、三弦ひき、座頭にて、ゆ

かに涼臺の床机の如きを土間丹居て、其上丹てうたる、尤人形のうし

ろ幕の内ふてかたる故に、見物よのこえを、此四も音曲類案に思ふに、薩
影寫して出せり

摩大夫の芝居も此體あるべし、後年出語り出遣ひおど始りし事、次
に云べし

浄雲の門下、櫻井丹波掾正信 和泉大夫 あり、塚町より操座興行を、此大夫古今
に其人なき、坂田金平といふ勇力者の事を作り出し、岡清兵衛といふ者の
作意ありともいへり

曲節あらく、しなれども、時の好は協むて流行せり、関東血氣物語、江
戸名所、四、轉海

和泉大夫の勇力あるにまうせ、浄るりも強き事を好みて語り、鉄の貳
尺計なる太き棒丹て拍子をとる、よりて貞佐か代々、蠶といふ集に、親

丹波毎日岩をふ、さわり、といふ附合あり、其子の和泉大夫も同じ氣
風丹て、損も厭えず、人形乃首を抜打割つぶをを悦てゐたる、元祖市川

團十郎う荒事、此大夫乃有様を深く用ゐたるなりといへり、関東血
氣物語
此他、杉山丹波掾清澄 承應年中
受領す 江戸肥前掾清正、肥前節の
祖、寛文 土佐少掾正勝 土佐節の
祖、延寶 薩摩外記直政、外記節の
祖、元禄 大薩摩主膳大夫、大薩摩の祖
寛保、延享 等皆薩摩大夫

此門流なり、此外の門流は名あり者あれど略せ

大宰純は獨語ふ、寛文延寶の頃までの淨瑠璃は皆昔物語を演せし故に、詞やさしく綴をにして、あこれよをうし、き事も多うり、淫靡と云ながら、忠臣孝子義士節婦此事をいへば、愚なる小人女子も是を聞いての感に、あへり、元祿は頃より稍ますく、俗に近くありて、淫靡の聲多し、昔々物語、操座の事をいへる條、人形の持様も、昔は先づ大將の立烏帽子直垂、郎等の烏帽子素襖、女人の主人の髪をまべらるしうつら帯かゝ、召仕まで髪をまべらるし、うつら帯ひたひ母うけ、御臺など母の十ニひとへ小袖をさせ、規式正しくこしらへ、淨るり初る前まづ式三番能の如く濟し、其次ふ人寄とて、和田酒盛一流、前淨るり母して、其跡母て其日の本淨るりを始む道理至極したる多く、又哀れある所の泪と、めがたきなど母て、義理つまりたる所、又かひくしき郎等、讒言等母て不慮の所あり、覺えを齒をかむ、是を大夫も役者も手柄とせ、近

年の操は、大將も大廣袖の伊達小袖、人形の面うねき一持へ、相伴ふ郎等皆廣袖小袖、白衣放髪、女の人形の御臺所を云も、皆おやま、人形を伊達田の鬻にて、小袖も伊達と盡し、上るりの始より終まで、あるよあらぬ色、盡し、不届千萬なる仕組、其上は木竹を繼たる様ある時、代違ひ、云々道違たる筋なき戀を作りこきたり、是を幼少の子供若き衆など、見物して能事と思ひ、浮氣よあき人まで、とり立、大特色あり、徳なき見物あり、昔の上るり仕組は、命乞熊谷先陣問答など、皆道理詰りたる仕組どもありしに、今様はあたらしと名づけ、多くの事の持もなき事どもなり、此等よて上るり并操の時代よりてかえれるを知るべし、猶此次々母もかゝる世の風俗、母關れる説どもを、引出して、其條下に陳せんとは、

京師浪花よては、寛文の頃、江戸より虎屋源大夫後藤源雲の門人上京してより、追々淨瑠璃流行し、常芝居も出来たり、竹置源大夫の門人伊勢島宮内、山本

土佐掾夫大井上播磨掾等尤世一名あり、中身就て井上播磨の自ら一流を語り出し浪花の操座にて、新十二段を始め、數種の新曲を興行は、貞享二年同時伊勢島宮内の門人にして、京師に宇治加賀掾夫大あり、井上と名を同じくし、別母一流の曲節を語る嘉大夫節と傳す寶永八年段

淨瑠璃稽古本、此頃迄の刊本の細字にして一段ごとく繪状入、或は小兒の玩とせず、世に誤す大字八行の正本を始め梓ふ上せ、謄本の如く節章をさし初し、此加賀掾より起れり、類纂但し寛永十六年梓行の六字南無右衛門の正本やしま道行、全文をべて譯の草子今も世に傳たりたれば、上木の始に最古かるべし、さきば操年代記に、井上播磨より前淨瑠璃の彫本ありしやうふ記せるを誤あり、箱目又古上るりの皆六段あり、これは十二段を約め後世を五段續として、三段目四段目を眼目の場とす、

用捨箱云、馬喰町の繪草紙屋永壽堂に阿彌陀の胸割、きりうね曾我熊

谷の類六七種、元録寶永の頃再彫したる摺板傳たりて近く文化年中まで、春毎に製本して奥州へのミ下せり、奥州に今も是等の淨るりを語る者あり、三弦のまく扇にて拍子を取るとありとど、故地へのミ費下すに此故なり、俳諧の句にミえたる興淨瑠璃といふ是あり、寄第さて井上の門に竹本筑後掾夫大を出す、井上宇治兩流を撮合して、工夫伏疑し自得する處ありて一流を立、大に世に行える、所謂義大夫節これあり、貞享より寶永に至る迄、浪花の操座を興行し、且此座の作者近松門左衛門、世に双びなき才人なりしうは、あまたの妙作を著して、世人の賞美を蒙る、正徳四年段

義大夫が語る處の新淨るり、貞享より正徳に至り、百五六十番ふ至れり、とど中にも元録十六年近松作にて、曾根崎心中の世話淨るりの始として、殊に當りし、正徳五年近松作國姓爺合戦にて三年越興行せしといへり、淨瑠璃外題

浄るり作者の名人を近松の後竹田出雲二代目なり初代竹田近江にて其芝居を興行其門人より三好松洛、吉田冠子、近松半二、等上手多し、皆竹本座の作者なり、

竹本座母して、賢永二年、用明天皇職人鑑上るりの時傾城鐘入の段、出語りの始あり、又かやま人形の名人辰松八郎兵衛、此時出遣ひの始なり、辰松の享保の頃江戸より来て、辰松座を起せり、

獨語云、賢永の頃京の浄瑠璃師江戸より下りて、鄙俚猥褻ある浄瑠璃を唱しより、江戸の人は面白き事と思ひ、もて興々たるふ享保の初、又難波の浄瑠璃師来て、かかたなる俗調を弘めしやど、江戸の人彌是を好て、江戸の古き浄瑠璃を捨て、ひたすら京難波の浄瑠璃を習ふ、賤者のみよりあらむ、士大夫諸侯までも是を好み、一ふしを學ぶ人あり、爰に至て昔物語を捨て、只今の世の賤者の淫奔せし事を語る、其調の鄙俚猥褻ある事いふばかりあり、士大夫の聞べき事ありざる

いふふ及たむ、親子兄弟あま居る處母て、面をそむけ耳をおろすべき事なり、されば此浄瑠璃盛に行われてよりこのうた、江戸の男女淫奔する者数をえらむ、云々といへるを此義大夫節の事なり、げに近松の如き名人世にいて、當時世にありし事を直に浄るりようつまより、及町女殿 切の類其章曲まま、巧にして人の意よく深されども、心中などいひて情死の状をあえれふ云をせる浄るりは是より始まきり、歌舞妓狂言た是をうつせるより、前段に舉たる本居翁の論の如く、唐山の傳奇院本も立まさりて、能く人情世態をうつし得て人を感じしむるなり、かれば今の世に至るまで、義大夫節の廢せられざるを、作者の高手なりしと、曲節の俗耳を喜むしむるとふよりてなるべし、

豊竹越前少掾は、竹本筑後の弟子にして、始若大夫と云、其業熟をるり及び、浪華にて新に操座を設け、新浄るりを作りて語り初しより、享保中受

領を拜し、別派となり、竹本を西とよび、豊竹を東と稱し、甲乙を争ふに至る。明和元年、弟子肥前掾享保十九年江戸より下り、操座興行す、これ又名人なり。

豊竹座の浄るり作者は、紀、海音、西澤一鳳、並木宗輔、その他有名の者多し。

竹豊故事云、古来の浄るりの文句短く、只ありべり、り成事よてさのみ切替りたる趣向もなし、操道具も鹿末あるかたにて、大方は黒幕と山簾とよて仕舞ぬ、人形の衣裳は鎗泥の摺こみ模様、女人形の紅の表は淺黄裏にて事足りぬ、元来足付人形おどの替ておかりしなり、其後次第は操芝居繁昌し付、道具建衣裳等漸々向上ふなり、別して竹本豊竹兩座と成てより、東は西より負まり、西は東に勝らんと、互に勵み出采、まきく、芝居繁昌し、浄るりの作者は種々様々の趣向を工み出し、道具建にも金銀を惜まむ、金襴にて舞臺を暉るし、或は數奇屋懸りの

粹なる思ひ付し、智慧袋の底を振ひ、人形の衣裳よて、縮緬、綾子、獅子、金襴等よて美麗を盡し、詰人形の外の皆々足付と成り出遣ひの外の、今錯足遣ひ立懸り、歌舞妓役者の所作より増りて、天晴見物事あり、云々嬉遊笑覧ニ云、寶曆十二年、豊竹肥前座にて、古戰場鐘掛松ふ、舞臺廻り仕懸をおし、大入をおせり、大坂よて此已前始しお江戸よてこれ始しお歌舞伎芝居よても、此年市村座にて此仕懸を持しより、三座よ此仕懸出采たりしとぞ。

是より前元録賢永の頃、京都より都大夫一中あり、山本土佐様か弟子ありとも、又山本の弟子岡本文彌の流いへりとも、専ら和らかざる、浄るりを語りえり、め世に賞せらる、享保の頃及すといへり其門人宮古路豊後掾、又一流を語り出し、江戸より下りて其流を弘めし事の次よいふべし。

獨語し、賢永の頃、京より一中といふ浄瑠璃師来りて、京の浄瑠璃を弘むとあれど、初代一中は江戸より下りし事をしといへり、是より又江戸浄瑠璃の事を云べし、江戸肥前掾盛麻大夫の流なりの門弟江

戸半大夫、肥前節を和らげ一家扶を、塚町に操座を興行し、貞享元録の頃より世上もてたやされ、今に江戸節として廢ることあり、門人の中一寸見河東一派扶を、河東ぶしといふ、享保中盛に行る、さて前よりいへる、官古路豊後掾、享保十五年江戸より下り、十九年塚町中村座に於て譽をなしてより、世人官古路節、又豊後節と稱して、大に行たる、元文四年、曲節風俗に害あるより、制禁とある、翌年

竹豊故事に、他流と違ひ、五段物時代事あどの語らむ、世話事を専らとすといへり、歌舞妓に行たれしに、此故あるべし、風俗に害ありて制禁とありし事、江戸節根元集に、官古路上るりたる故、所々にて色事欠落等多く有ゆ、又豊後節御停止、御觸被仰出相止けり、云々、賤の小手巻に、豊後節の流弊、蛙風に移り、遊士俗人の風、あらぬ者あり、文金風行たる、彌語云、享保の初、難波より竹本といふ、浄瑠璃師来て、難波の浄瑠璃を誼む、是より江戸の人、貴きも賤きも、難波の浄瑠璃を好む

へし、其後又都路といふ、浄瑠璃師難波より来て、悲しき聲、母て賤しき聲のあさましく取亂したる事を語り出は、などに、江戸の人、又是に移りて興もてたや、事限なし、云々、此頃より及びて、江戸の人偏に京難波の浄るりのみを悦びて、江戸の浄るりをば又聞べた物とせむ、世の風俗を民の好惡に従ひて、移り替る物なれども、三十年の内、江戸の人の好き嫌ひ、寒暑は如く替れるを、他の故ありむ、是全く淫樂に力なり、云々

其後京都の人、豊後掾が門人、駿河屋文右衛門江戸より下り、三絃ひき、佐々木市藏と共に工風して、豊後節を再興せり、延享四年、關東文字大夫と稱せしが、改て常磐津と稱し、自ら一派をなせり、安永十年

賤の小手巻に、豊後節も次第に高上ふあり、文句も昔よりて風流にみざり、芝居の所作出がたり、いつも文字大夫として、男もよく辨もよく上手にて、其狂言當りたり、とみゆ文字大夫に至り、其文句、曲節に註意

して、や、豊後節の野鄙は改めし事知るべし

其後寛延中、富本豊前掾常磐津より分派し寛政の頃、清水延壽齋又富本より分派清元と稱せりは文化中二代目延壽大夫よりなり又宮古路の流ふ富士松あり、其門に鶴賀新内節と稱せりありて、各一派試みせり其外も何くもとあきと略せり、常磐津以下の浄るりの共、現今世に行える

浄瑠璃の沿革大むねかくの如し、う、れば浄瑠璃の其始説經に類して古事をかたれる一種のものなりしが、三絃に合するに及び、漸く巧に移り、人形を用ゐて操座してむねと行ふ事多かりしより、殊さらには上手の大夫つゞく起り、其作者をどいふも出来きり、かくて江戸の土佐節外記節、京攝の井上節、嘉大夫節や、古めきて、竹本の一流、浪華に盛に、宮古路節、東都に行えきしより、遂に餘流も立起し、今、浄瑠璃といへば、大かた此二流の如く、人の思へり中、就て竹本流の音聲も、太く三絃の調子も高き、少しく古流の遺あるべし、宮古路の變

風ある常磐津流に至て、いたく其趣を異にせれば、今これを聞く者、其起原の平家より出たりといふとも、信むる者少かるべし、源遠くして末まま、分る、素質變して、織巧も移れる事の尤甚し、むねと俗耳を喜むしむるうと、ひ物あるが故あるべし、

説經とて、もと佛事供養ある處に、説經師の招れて説法するをいへり、師の事、宇治拾遺物語、枕草子、今昔物語、徒然草等、ユミエたり、いつの頃より、うたひ物となりて、和讃の節を交へ、因果の理りなどを述べ人をして悲哀せしむるをもてならせしとて、其始詳ならむ、といへとも思ふ、足利の世、己采の事あるべし、増進を交へて記す

嬉遊笑覧云、鹽尻に、諸の講式より和讃に起て、後世極樂院の鉢扣が和讃變じ、説經といふうと、ひ物に落、丹波金焼地藏善光寺うるや、堂の故事本縁など、俗傳を作り、浄るりとなりしといへり、今も何くれの本、地といふか、書本のあるに、大なる説經師がうたひし物なるべし、稿

窓自語ふ、淨るりといふ物の、説經より出しものなるべしと云り、予もふにさばかりもあらむ、淨るりの平家をも取しものあり、後の説經に又淨るりをとれるも知るべからず、

慶長の頃の画、説經者往々みゆ、其さまかちんの十徳、大なる紋を付たるを着て、長柄の傘さし、さゝらを指て、大路に立てうたふ、増見三線行をきてよりこれに合せ、説經讚語と稱し、芝居をたつ、京四條河原、丹日暮八大夫、説經與八郎、江戸塚町、天満大夫、江戸孫四郎等の説經座あり、類聚江戸徳鹿子

竹置故事云、京都にて昔に淨瑠璃をやらむ、説經與八郎、歌念佛日暮林清、同弟子林故、林達等を説へり、云々喜多村氏云是寛文以前の事なり獨語云、説經といふもの、もと法師の内、説經といふもれ有て、法師の説法、因縁物語をる類あり、其物語に偽説ふまかせ、さしかからぬも多々是と、詞の昔のことばにて、いへした俗語を交へたる中に、やさ

しき事も少からず、其上幸若の舞の調のごとく、昔より定れる數ありて、いつも古き事のみかたたりて、今世の新らしき事と作り出さむ、其聲も只うるしき聲のみなれば、婦女これを聞いて、そゝろゝ涙を落し泣はかり、よて、淨るりの如き聲、母にあらす、三線有てより此のたに、鉦鼓を打たる時よりも、少しうきたつやうなれども、甚しき淫聲、よのわらむ、いと衰れ、傷るといふ聲あり、淨るりよくもべて、少し勝れる方ならんか

江戸砂子、又世事談、綱等ふえ、説經座の事みえど、享保の末にありて、全く絶たること、説經廢れてより、山伏の祭文、るたり、母其風を遺し、錫杖と小さき法螺、よて合せうたふを、歌祭文といふ、今世下等に行へる、増見

第十四 三味線并筑紫琴の事

三絃に正親町院の永祿年間、琉球より蛇皮線二絃の器を傳へ、和泉國堺、

津の琵琶法師中小路といへる昔者に、人のとらせしを、中小路いたく愛
て、朝夕一手まさぐると、其調とまると能えむ、故に初瀬の観音より一七
日參籠して祈請し、靈夢の示を蒙て、階を下るをり、大中小の三線足ふら
りまつたりたるを得て、蛇皮線よかけてまらべつ、遂にめてたき色
音を彈出ぬ、喜多村氏云、此説は靈夢の示ありといへり、其後昔者虎
澤、頗る妙を得、本手破手あどいふ調子を定て人に傳ふ、慶長の頃昔者
澤住に又角澤此わざを傳へ、歌謡よ合せて彈初しより、世に賞翫し、踏して
頭ふかけて彈人いとく多うり小山田氏云、按て此説は琵琶に平家、曲を
合するごとく、小唄淨瑠璃に三絃を合せひく、此澤住がまをめしなり
とど、寛永の頃、大坂の柳川加賀郡、八橋城秀といへる二人の昔者、此わざ
ふ堪能にして、江戸より下り、貴成權門ふもてえやされ、遂に檢校の職を得、
柳川八橋二流の祖とされり、三絃五より柳川八橋といふ稱あるも、此兩檢
校ゆるされしありといへり、以上小山田氏考して記したるを其まゝ引用す

糸竹初心集寛文十一年刊よえ、文祿年間石村檢校琉球島より渡り、三絃は小弓
を得り、歸り、京母て三味線と作り出せりといへり、此他三絃の始をい
へる者、猶彼此と異説あれど、暫く三絃考の説に從へり

嬉遊笑覽云、糸竹初心集母え、三線を小弓よりといひ、大幣オホナギより、二絃お
りしを一絃を添たりといひて、其説同トからざれども、造り改て新に
彈出しやうといへるは、いづれも私説なるべし、このもとより三絃子
よく、琉球の彈やうを習ひて、其後さまざまに彈出し、術も器も故より
勝まし事とあはるなるべし、云々又云、其器早く渡りし母も有べけれ
ど、世のさむがしき程にて、翫ぶ者も少く、よく彈覺へたる者あどいあ
かりしよや、されば永祿の頃より有といへる大幣の説從ふべし、文祿
中、石村檢校よく彈出し、故に是を始といへる説も有と聞ゆ、
足利の世、既ふ三絃の有々ん事の証に、明末より和寇防禦のためとして撰
びたる全浙兵制、其附録、日本風土記四より、三絃子三皮筋と見え、室町殿

日記九十一、遊女二人を中一置て、何心なく三味線を弾て遊び居ける。云々天文永祿頃の日記なり。義殘後覺一、三味線鼓ふく大踊をまゐる事あり。此書も文祿五年の跋有慶長の頃をど作りけんと覺ゆる昆布賣の狂言ふ、口三味線一上るり節一て昆布を賣る事ある一て知るべし。嬉遊笑覽一、さばり世一もてえやし、器ある一、久仁が歌舞妓一といまだ是を用ゐるを、うゑ舞また猿樂等一做むたる故あり、とあるをさる事あり、
升庵外集一、今之三絃始於元時、また五雜俎一、又有所謂三絃者、常合簫而鼓之、然多淫哇之詞、倡優之所習耳、とみえて、元、代始て作れる樂器あるを、琉球ふも傳へたるなり、但し隋書律曆志、舊唐書音樂志、杜氏通典、百四などいへる三絃一又別種あり、今の元製の三絃一、其始阮咸琵琶一よりて製出しものとみゆ、されば轉手海老尾など、其體全同じく、やがて琵琶の所の名を用しなり。三絃考
元祿の頃より、あきて此道の上手、京大阪江戸并競ひ起りて、唱歌をつく

り新曲を彈出て大に其風行えれ、長唄ナガウタ投節ナゲノリよりしてつぎく出来し由あり。三絃考されば其始に、専ら昔者の態として、酒宴遊興の建よえ、必其技一堪たる盲人を招て彈かせしを、後母を貴賤男女、自ら彈し自ら唄ひて、もてえやま事といふあり。三絃考

當道宗の記録、母芝居へ三味線を用る事、寛文十二年四月、大阪の芝居より公訴一及びしより、座中の免許を得し由記せり。三絃考
鼓弓又小弓胡弓ともかへりも三絃と同じころ琉球より傳ふ、彼國に毒蛇多た所あるがラヘイカといふ虫ありて能く毒蛇を食ふ、ラヘイカの鳴聲小弓の音一少しも違えざる故一、蛇を退ん爲一専ら引たりといへり、江戸名所記、竹齋物語共寛永正保年間の物語あり、等一、鼓弓の事みえたれば、三絃母つぎて、古くより行えれしものあり。三絃考

筑紫琴を箏より出たり、その始に琴曲抄元祿、母肥前の人賢順永祿以前の人と傳註あり、筑紫善導寺の僧難し、一箏術を受て、我同國慶岩寺の僧玄恕一傳ふ、

永竹初心集より、玄淨の作る但し長持に至り賢順都より上り古辨より歸らんとする時、大納言藪殿なりの家、其藝を惜まれ、門弟乃内然るべきを必越よといたましより、歸後僧法水といふ者をのせししが、和事始ふに、昔導の僧法其藝いたく劣りければ、法水自ら耻て逃去り、武藏國に至り還俗す、其國人八橋檢校永竹大念二氏を山住、又上永といへり、はじめは是に達て筑紫琴を學び、後肥前國に行て玄怒ふ隨身し其興儀を究む、八橋おもへらく、筑紫琴に雅なれども俗耳に迷しとして、新に十三曲を製も、後まゝ新曲二組を補ひ、八橋一流となれり略、萬治寛文を盛に經て貞享二年身まかれりといふ。

色音論寛永廿九年、なやり物をいふ處、うたふ唱歌も琴の音に皆家々よおとづれて、云々、聲草時、琴おど、いふもの、やむ事をさうたの取あつかひたまひて、賤き者の中々とたる事もなく、繪に書たるをのみながめぬる、然るを此頃、町かたに殊の外もてえやし、座頭でせぬくらの類まで、我おとらと面々よけいこしたしなむ故、寔の前塵あくた

の邊ともいはむ、むざとかきならしぬる、惣じて本樂をるりよて、何らば、うく下鵠の手よる、らん物よはあらねども、いつれの時より、筑紫樂といふ事有て、彈ける、それよ隨て、あひさの興よ、小歌おどをのせ侍るよより、賤の耳よ入やすく、町るたよ取あつかふとよへたり、此頃猶しも、筑紫やらよても、樂ばかりもてはやさば、少しのおかしうらん、小歌の岡崎踊おど、のよよてひさまえれ、琴の道にたや廢きさるやう、おむ有たる、おどとよ、是よて寛永の頃、既おつくし、琴の行えれしと知るへし、此頃の唱歌に、一歌ふと歌のよよて長き曲のおかましを、八橋檢校三絃の組よ做ひて、組歌を編成せしより、今の如くお整しえのとお不ゆ、但し嬉遊笑覽お據まば、今の組歌の中おる彼此の早く見聞集慶長の頃、鷹筑波集寛文五年撰、新增大筑波集貞徳、等おとえさるが、何れお悉く八橋が新お造るよとるよとあらしむ、恐らくは、筑紫樂と唱へ、琴よあえせて九州地方お行えれし古き唱歌も有るべく、又三絃の歌を取よ

るも多かるべし、第ト一段延平舞よつくし琴

その後八橋芳澤の兩流せふ行る、江戸にては近世山田生田の兩流ありて、琴歌のミおらむ三絃と合せて長唄をも小唄をも弾く事あり、

第十五 小唄長唄等の事

小唄の起原は、上代の人れ自他の詠歌を謠ひしと始り、此事は第一段は其中には長きもあれど、まづは三十一言あるを小唄といはんも可あるべし、國史の中よりは、殊さうも童謡を採録せらる國史の童謡は、大かた兆相あるものをのみ採られたれど、里巷の歌國史の童謡は、大かた兆相あるものをのみ採られたれど、里巷の歌の儀式を記せるものも、小唄の名稱あるは、古風の大歌に對せるものにして五節のびんと、らび類の歌を然りいへるが如し、の事ハ第十一の段へり、物語の類の假字書ふとえとるは、土佐日記の舟歌を最も古しとし、住吉物語にも舟歌あれど、これのや、假世あり枕草紙、榮花物語等も田植歌あり、足利の世も至り、四つ拍手の今様歌既も廢きて、小唄盛ふ行きし事ハ、猿樂の狂言も

小歌をうとふ事の多くとへとるよて知らまじり、文祿の頃より隆達節行はる、

源鑑ふ、隆達元は日蓮宗の僧ありしが、故ありて還俗し、樂種を尚ふ、年を経て小歌の節を一流うとひ出せりとあり、手跡よくて自ら小歌の章句を作てて書したるものも、文祿の年號を記したりとあり、恨之助草子慶長十ふ、あやの殿かれうびんがの御聲よて、當世はやてたる隆達節と覺しくて、吟したまひたるは、云々と見え、寛文の東海道名所記にも、赤坂の宿のくどりよ、隆達の小歌をうとひ、山崎下りを舞ける事あれむ、當時尤盛よして、己采賢永の唄まよ、此節を絶むうたひしものとみゆ、

柏木探古云、余の所藏の隆達自筆の小唄本よ、卷跋よ文祿二年八月日自庵隆とあり、按むるも、自庵ハ隆達の別號ならん、此本小唄百五十首ありて、卷首よ君か世ハ、千世母やちよよ、さゞれ石の和歌を載せた

り、又巻中に、花がみたくの芳野におりやれの、まじり、花の今がさか
りじや、「ま」といへる、今の世まゝ傳りし小唄もあり、詞の皆古めりし
きが、多るれど、往々今都々一といへる唱歌は如き、二十六言もの
見えたり

三弦渡り来しより、虎澤澤住の輩、本手組、端手組、搦上、林雪、（ユキ）そり片撥等
の節譜を作り、唄ひ初しより已来、數多の檢校、勾當出で新曲を作り、又一
つふに淨るり節の章句を約して、長唄短歌（ハカマ）と稱し、種々の變調を作りて
誦ひしかば、後には盲人をらぬも上手多く出来ぬ、隆達節（ハカマ）次ては弄齋
節ふるし、

異本洞房語園母、らうさいの章歌を載たり、又譚海筑紫琴の條母、らう
さいと云ひ、昔の弄齋節、う合まる柱立なり、昔の平日誦ひしも、（ハカマ）
どを弄齋節絶て琴の上よばかり残りたる故、傳授のやうに覺えたる
なり、「といへり、又獨語母、目くら法師妓女などの、うたう歌も寛文延寶

お頃までは、長歌らうさいといふ曲有りて、俗調をがら詞やさしく、
節もゆるやうといとし、（ハカマ）しれた事ども多かりき、あり初のそゝる歌
も、小倉吉野おといふは詞やさしくて、よき人の前ふてうたひても聞
よくからむ、昔の今様よても少似たるべたう、俗中の雅ともいふべき
様あり、三味線も是母、あつる時は調子ひたく手も間速よて、聞者耳
よくしましからむ、筑紫箏よも近た様よて賤しげ少かりた、今は目く
ら法師も、昔の曲をば聊しらむ、調子高くうしましき事のみ習ひて、三
味線はいつも如此なる物ぞと思へり、うたふ歌も只さわがしく賤し
くかしましきのみよて昔の様なるやさしき事は露むうりも聞えず
又投節（ハカマ）
（ハカマ）
（ハカマ）

貞享元祿の頃、京師より流行出し、三都お行る（ハカマ）紫の一本（ハカマ）
抑をげ節といふ事、往古よもなれ事よあらむ、（ハカマ）野曲よも是あり、道遠院
殿の御歌お思ふ事をげ節、（ハカマ）うたふたり、目出たや松の下よむれる

て、これの家集に寄小歌送懐といへり。又紀逸る雜話抄に、光廣卿御作、自筆此
投節と載たり、松の葉五投節の歌百首あり、其内は、雨のふる夜のし
ゆかし云々、ふけてきぬたの音よりきけば、云々などあり、是今えう
たふのりやその唱歌なり。神覽

繼節、土手節、小室節、此等のうたい吉原あたりよりて寛
文の頃専ら行れたりと云へり。繼節、大坂新町より元禄加

賀節、高治寛文の頃行はる彌宜町の狂言座芝垣節、明暦の頃等、叔擧をへからむ、

是等の歌は、糸竹初心集、寛文四吉原小歌惣まくり、寛文年糸竹大全大ぬ

き、元禄十年板松の葉、元禄十年板松の落葉、寶永七年等、一載たるが此書ども今も傳

はりされば、能く其歌のさまの知るゝなり、隆達節の始の頃、只扇

拍子のとまりしを、後一三弦一あはせ、又一節切の尺八もあはせて

うたふ、

弄齋節より以下のむねと江戸に行はれたるが京大坂の小唄、又自ら

一種にして箏一和し三味線も合せてうたひしを上り唄といふ、

此唱歌ども、松の葉、松の落葉、糸の調、鶴の聲、鶴の齡、松の芽、松の聲、常
磐の友、歌系圖などいへる草紙に載たり、其歌れ中より、柳里翁、大石す
丸、内歌一時軒、小堀遠州、などの作もありといへり、

大幣に新曲として載たる長き歌を、松の葉の長歌といふ、是等の元禄已
前、檢校勾當等の引出しものにて、名稱は同トけれと自ら異あり、江戸長
唄といふ、延享の頃、鳥羽屋三右衛門一始るといへり

江戸節、根元集、東都母て長唄めりやすの諷ひ始め、鳥羽屋三右衛
門あり、後一東武専大夫となり、歌は文五郎と云、東都の三味線曳、専大
夫の弟子あらざるにあし、弟子松島莊五郎も能く諷むたり、其後延享

年中、中村富十郎始て下りし時、執着といふ歌と諷ひ始む、鼓歌といふ
は此時より始る、云々、其後寶暦の頃、富士田楓、江安永の頃、萩江露友と
もに長唄の名人なり、

歌舞妓事始ニ一、一部の内、毎事樂屋にて三絃をあらま、是をめぐりやす

と云へり、これ一依くみれば、樂屋母てひたる三絃状いへるがもと母
て、それに合せうたふ歌をのりやまといへるなり、又或人云、そらうと
長歌も樂してのりやまの内に入る、これをもてとれば、長唄はのりや
まの長くなりしものかといへり、増遊
笑覽

右の外大盡舞、歌、鳥追歌、盆踊歌、木やり節、石引、かね引唄、大ぬ四つ竹歌、舟
唄、馬子唄、田植唄、茶つみ唄、白引唄、麥つき唄、鞠歌の類、又住吉踊の歌、伊勢
音頭、潮采節の如く、其土風トコノカもあるべく、和讃、呪讃、歌念佛、順禮歌、鉢た、ま
の類、佛道ふよりたるうたひ物も數多あるべし、此一段は大かたは舞曲類を
よりたれせ、ことゝ其書名を
せ出

古代の小歌後世の俚歌等を集録せしもの、既く大田章、伴信友、黒川春
村、などの好古の輩を始として、諸家の雜著に舉たるが多く、又友人那
珂通高の考ありて、洋々社談十八號に載せ、七十三號は追考も同書
出せり同粟田寛
の、俚歌童謡の變遷と題せし詳説を、學藝志林第九卷に収められたれば、其

歌謡の體を詳しせんと思ふ者の、其等の書、一読てみるべし、

第十六 歌舞音樂沿革總論

上世より以采、歌舞音樂の業のさまく、一移りかはれる大かたと考る
一最も古への世より、既く和琴ハヤトコトヤト、フエ和笛ワッパの樂器ありて、殊舞キタマシ田舞タノマシの類、國柄クニノカ
人の土風ツチノカ一何はせけん事、史籍乃上みて能く知られ、諸人の心志をう
たひ出せる長短の歌ウタは、自らなる曲節ありて、歌垣ウタノケの風流フウリュウ態も行はま
しさま、是はたいちじるし、三韓我國に伏レタガヒ従しより種々の伎手ウヂテと共し樂
工をも貢せしるば、始て外邦の樂をも習ひ傳へけん、推古の御世に聖德
太子佛道を起させたまふ時、あたり、百濟人の吳の伎樂を傳へしかむ、
専らこれをもて齋會の用ヨシ充たまひき唐國との通交漸盛シなりて、遠
唐の御使をも次々に遣されしかば、彼國當時の樂をも此方コノカタ一傳へたり、
近江ミナミ比朝ヒノサより大寶年中オホタカラノチ至り、令條定まりて、内外の樂を雅樂寮の掌る

事となりてよりの、我國の古風を大歌立歌と稱へて、嚴しき朝會不用の、久米舞、吉志舞、倭舞、東舞等の大嘗會、また大社の神事一行はせられ、唐土三韓の樂の佛會また内々の御宴に用ゐさせたまひたりき、然るに聖武の御世、天竺の僧婆羅門あり、國に渡來て、佛道と弘むるあり、彼土の樂をも傳へ、嵯峨仁明の御世に、殊に唐樂を好ませたまひて、彼曲章に倣ひ新なるを作らせたまひければ、八音の妙なる舞曲の麗しき、漸く御國人の心も染みて、此國ぶりに古風の終に廢れ、饒ふ大嘗會の如き神事のみ遣り、延喜より已後に至るに、朝會も唐樂の立樂のみ用ゐさせたまへり、さく我國ぶりの大歌廢れてより、里巷の謡歌なる催馬樂の、尊き際も行はれ、御神樂の神態も交へ用ゐさせたまひしるは、時母行はる、唐樂の調を移して、終に朝家の御遊と始め、貴顯の翫とありて、必唐樂に交へ行ひたりき、是も又古めうしくありて、圓融花山の御世に、頃より、詩句の節附して朗詠をうたひ、後白河の御頃より、和讃より出

たり、と覺しき今様歌、最も盛に行はれたり、此頃に至るに、倭舞東舞の古風の神事のみ行はれ、僧家に延年の舞あり、貴賤の間母の田樂の風流、猿樂の滑稽、白拍子の女舞等行はれしが、後鳥羽の御世の頃より、田樂猿樂とも其をもて家の業をもる輩も出采ふたり、此條の時田樂最も盛にして、足利の始母至りて衰へむ、終に能といひて古事のさまをまねび舞ふ巧藝を起せり、次て觀世今春の兩氏また一種の能藝を練磨し、其稱は猿樂に舊に據り、其滑稽の趣は別狂言とし、其伎人を異し、せり、其より後此伎漸く行はれて、終に田樂を壓倒し、豊臣徳川の時に、殊に愛せられて四座其藝と盡せり、當時舞樂は雲上佛寺の高き上のみ用ゐられて物速かりしかむ、上は風下に行ひ、武家はさらあり、下さまの間までも此猿樂の能と正しき物として一般に弄ひたりき、さて後鳥羽の御頃、法師の琵琶あわせて、平家の物語を語り出したるは、足利の時母一變して、やゝ俗に近た淨瑠璃となり、三弦渡來して後、慶長の頃

よりそれゝ合せて語る事とありてより、十二段其他さまざま新なるも
亦も出采、傀儡を違ふゝあわせて、人の目を喜ばする操座の起しかば、近
松乃如た高才の作者、竹本乃如き名手の浄瑠璃たりありて、大み従采
の面目を改め、一中節宮古路節と變つてより、曲節艶靡を極めて、其原平
家より出たるものゝあらざるゝ如し、又舞のゐたゝ白拍子の女舞變つ
て曲舞となり、又變じてお國か歌舞妓とある女歌舞妓禁ぜらるゝ狂言盡
と名稱を改しより、漸く唐山の傳奇ふ類し、其趣向年々巧を競ひ、且操
座の浄瑠璃を其まゝ、演じて、人情世態を盡すふ至りしかば、貴賤男女
ども、俗間の聲樂の歌、これ上こそ物なしと思へり、そも雅樂俗
樂の沿革かくさまざまある中、あるは入とだれて考難き事もあるを、
幸ひ舞樂をはつめ、其道々の書の傳はりたると、近來好事の人の類纂
したる物とふよりて、予々短才あるも、少しく其端緒を窺ふ事を得てか
くは物しつ、されむ要とある事どもの書漏らせるが多かるべく又思ひ

、つめたる事も少からざるべきを、其の只假うめのわどの所業にて深
くも思ひ渉らざる事と、みん人の、どめたまへかし、

歌舞音楽略史下巻終

此書はいよいよ明治十三年の七月、官より休暇を賜へる日より筆を起して、六十日ばかりを経て稿本の成ぬるを心しりの友、あれこれ閑をこひ意見をこひて、むとあたり浄書せしまゝ、よて、八とせの星霜を過ぐせり、然るよ世の人の参考ともあるべき事のあれば、摺巻として發行せむいゝよと、其友たちの勧めらるゝ事、志むくをりけれど、年ごとよ變り行く、時の勢よ從ひて、改削せんと思ふ條も多く又増補せばやと思はるゝ所々もあれど此近き年ごろの公私の事繁くて、いさゝかの暇おく、老の積りて、盛夏の賜暇よも、浴泉の旅の衛生わざあどふて、果さず有ぬるをいゝ母せん、よしや體裁煩らはしく、考案足らむとも、世よ出して、哲人の批評をうけ、博識の補正もあらば、是ふまきよろこびあらトと思ふものゝ、印刷よ授くる事と、いなりぬさし画の蛇足よ近きもあるべけれど、或は考古の資ともなりぬべきか、此著作を助けられたる友といふに、重野安釋、栗田寛、小杉樞輝、柏木探古等の諸氏なり、明治二十年十一月のはじめ、小中村清矩更に書の後よあるま。

下巻誤

一葉

表六行 田舞の隣り

同

裏一行 舞踊躍り

同

裏一行 いとちやしき

二葉

表五行 上東門院の

十葉

裏一行 様をかかりたる事

十四葉

表三行 第九段と合をへし

同

裏三行 第九段も載たる如く

同

裏五行 第九段と此段と

同

裏七行 第十一條をとるへし

十六葉

表十行 商の音あり

同

裏十行 注 か彼の白拍子

廿三葉

表四行 那珂道高説

正

田舞の事

躍ノ字行

いとちやしき

上東門院の、点ヲ脱セリ点無クテハ義通セズ

かノ字行

第八段

第八段

第八段

第十一條

商の音なり

彼ノ字行

通高

三十八葉 表十注 南無右衛門の
裏十 五十葉 三行 うたう歌

南無右衛門の 一字脱
うたふ歌

畫工 補畫

長命晏春 川邊御楯

明治二十年九月三日版權免許
明治二十一年二月二十一日印刷
明治二十一年二月廿七日出版

實價金七拾錢

著述者無
發行人

東京府士族

小中村清矩

東京府下北豐嶋郡

金杉村三百七十五番地

發賣所

吉川半七

京橋區南傳馬町一丁目

十番地

印刷所

東京金三井版社

東京金田五郎高朗

神田區今川小路三丁目
壹番地

賣捌所

東京府日本橋區一丁目	北畠茂兵衛	大坂備後町	吉岡平助
同 通三丁目	丸屋善七	京都府御幸町姉小路北	藤井孫兵衛
同 小石川區大門町	青山清吉	同 河原町二條下ル	大黒屋書店
同 神田區通新石町	福田仙藏	愛知縣名古屋玉屋丁八丁目片野東四郎	
同 神田雜子町	團々社	同 名古屋本町三丁目	川瀬代助
同 横山町二丁目	辻岡文助	靜岡縣靜岡新道	勝見儀助
同 今川小路三丁目	金玉出版社	横濱辨天通三丁目	丸屋善八
同 池ノ端中町通り	岡村庄助	茨城縣水戸上市泉町	川又銀藏
同 淺草廣小路	淺倉久兵衛	同 土浦中城町	伊沼彌助
同 京橋加賀町	由己社	埼玉縣鴻ノ巣	長島爲一郎
大坂府下心齋橋南一丁目	松村九兵衛	新潟縣長岡表四ノ町	目黒十郎
同 南久太郎町	森本專助	同 水原	西村六平
同 備後町	梅原龜七	宮城縣仙臺	金港堂支店

